

「秋のレビュー」等の指摘事項に対する
各府省の対応状況
(平成 26 年 6 月 2 日時点)

「秋のレビュー」の指摘事項に対する 各府省の対応状況

担当府省名	内閣府			
テーマ等	広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用			
指摘事項	<p>①5年間で500億円の多額の税金を利用する投資であるにもかかわらず、概算要求後、安全保障という目的を外すなど<u>そもそも目的がぶれており</u>、</p> <p>②本来検討しなければならない「<u>ユーザーニーズ</u>」や</p> <p>③「<u>費用対効果</u>」も十分に検討されておらず、</p> <p>④<u>関係省庁との調整</u>も十分に行われていないと判断せざるを得ない。</p> <p>また、</p> <p>⑤<u>官民の役割分担も不明確</u>であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、</p> <p>⑥<u>民間資金の活用を視野に入れるべきではないか</u>。</p> <p>⑦このような状況の中では<u>予算化の必要性は見出せないのではないか</u>。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①概算要求後、安全保障という目的を外すなどそもそも目的がぶれている	衛星の具体的な仕様について、我が国の安全保障に適したものとなるよう、関係行政機関等との調整を深める。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、衛星に対する安全保障用途のニーズを抽出し、それを満たす仕様をより正確に特定するために、平成26年度の可能な限り早期に、安全保障政策担当省庁を含む関係行政機関等との間で会議を設定し、検討を深める。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 安全保障用途を含むユーザーニーズを抽出し、それを満たす衛星の仕様をより明確にするために、宇宙開発利用の推進に関する関係府省等連絡調整会議（以下、WGとする。）等を開催し、各府省等のニーズの集約を進めている。	
②ユーザーニーズの検討（民間ニーズも含む）	衛星の具体的な仕様について、関係行政機関及び民間事業者のニーズを踏まえたものとなるよう、関係機関との調整を深める。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、衛星に対するニーズ及びそれを満たす具体的な仕様をさらに正確に抽出するために、平成26年度の可能な限り早期に、関係行政機関や民間事業者等との間で会議を設定し、検討を深める。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 民間を含む多様なユーザーニーズを抽出し、それを満たす衛星の仕様をより明確にするために、WGを開催し、各府省等のニーズを踏まえた仕様の検討を進めている。	
③費用対効果の検討	上記①、②において抽出されたニーズに基づき、費用対効果をより詳細に検討する。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、上記①、②で抽出されたニーズを満たすために必要な機能を持つ衛星システムを構築す	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的な仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 上記①、②で抽出されたニーズを満たすために必要な機能を持つ衛星システムを構築するための費用を積算し、他の手段	

		るための費用を積算し、他の手段と比較した場合を含む費用対効果をより詳細に検討する。	を用いた場合を含む費用対効果を比較できるような調査を行うことを検討している。	
④関係省庁との調整	関係省庁との役割分担等の更なる明確化を図る。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、各種調査結果等を踏まえ、関係行政機関等との間の会議において役割分担の在り方につき検討を行う。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 各種調査結果等を踏まえ、WGにおいて関係行政機関等との役割分担の明確化を図っていくことを検討している。	
⑤官民の役割分担	事業の執行等における官民の役割分担の更なる明確化を図る。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、各種調査結果等を踏まえ、関係行政機関や民間事業者等との間の会議において、官民の役割分担の在り方につき検討を行う。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 各種調査結果等を踏まえ、WGや民間事業者等との会議において、官民の役割分担の明確化を図っていくことを検討している。	
⑥民間資金の活用	民間資金の活用の可能性について検討を行う。	⑦に説明する通り、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討し、当該予算が措置されれば、各種調査結果等を踏まえ、関係行政機関や民間事業者等との間の会議において、民間資金の活用可能性につき検討を行う。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上（⑦参照） 各種調査結果等を踏まえ、WGや民間事業者等との会議において、民間資金の活用可能性について検討する。	
⑦予算化の必要性	「開発・整備・運用」のための予算ではなく、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする方向で検討する。	上記①～⑥の検討を更に深めるために、本事業については、ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様を検討するための調査等を実施するための予算とする。	ユーザーニーズを満たす衛星の具体的仕様の検討調査等のための予算を平成26年度に計上 上記①～⑥の検討をさらに深めるため、当該予算により、検討調査等を実施していくこととしている。	

担当府省名	総務省			
テーマ等	ICTの研究開発及び高度利活用の促進に関する事業 (情報通信分野の研究開発に関する調査研究、超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発、独立行政法人情報通信研究機構運営費交付金、戦略的情報通信研究開発推進制度、ICTによる新産業の創出、ICTを活用した新たな街づくり実現のための環境整備、ICTを活用した新たな街づくり実現のための実証、ICTによる社会課題解決の推進)			
指摘事項	<p>(ICTの研究開発に関する事業)</p> <p>国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するもののクライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、①国が行う必要性を整理すべきではないか。</p> <p>②国が実施する場合はB/C等を計算すべきではないか。</p> <p>事業目的の達成に向けた国の役割についても、これらの事業は民間企業が実施すべきと考えられ、また、実態として特定大企業への補助となっているなど、明確とは言い難く、③国はコーディネートに重点を置くなど、民間との役割を整理すべきではないか。</p> <p>目的達成のための事業の実施方法についても、現在の国の事業のやり方は民間事業者の研究開発支援の面もあることから、適切とは言い難く、④委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。</p> <p>これまでの事業の成果が十分であったとは言い難い。⑤事業として適切かどうかの評価方法をつくる必要があるのではないか。</p> <p>(ICTの高度利活用の促進に関する事業)</p> <p>ICTの高度利活用の推進に関する事業については、普及させるための具体的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。⑥普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか。</p> <p>事業の目的やビジョンは、実証のための実証となっているなど、明確とは言い難く、また、関係機関との調整も十分とは言い難い。</p> <p>このため、⑦普及を前提とした事業計画の作成やコスト便益の計算を行うなど、具体的な普及のためのプロセスを明確にすべきではないか。</p> <p>⑧また、補助として実施側がリスクを負う形で実施すべきではないか。</p> <p>⑨併せて、他の関係省庁との連携強化を担保すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するもののクライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、①国が行う必要性を整理すべきではないか。	国が実施する研究開発については、総合科学技術会議により、国と民間の役割分担を含め、重点化が既に図られているところ。	引き続き、総合科学技術会議と連携し、国と民間の役割分担等を含めた重点化を進める。 なお、平成27年度予算要求に向け、科学技術に関する予算等を有望な分野や政	総合科学技術会議重要課題専門調査会は、ワークショップを含め4回開催されており、第4期科学技術基本計画のレビュー、平成26年度アクションプランのレビュー、今後さらに取り組むべき課題について議論。 ・第4期科学技術基本計画のレビューにおいては、各課題領域における社会指標、技術指標の例が示された。 ・平成26年度アクションプランのレビューにおいては、産学からの100名規模の有識	○重要課題専門調査会 http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukai/index.html

<p>②国が実施する場合はB/C等を計算すべきではないか。</p>	<p>研究開発の効果のより良い測定方法については、引き続き総合科学技術会議とも協力して検討。</p>	<p>策に重点的に配分し有効に活用するための「平成27年度 科学技術に関する予算等の資源配分の方針」の決定は平成26年7月頃なされると思うが、本決定に向けた総合科学技術会議重要課題専門調査会が、平成26年4月の取りまとめを目指し昨年10月に開始されており、すでに各戦略協議会やWGにおいて議論が行われているところ。</p>	<p>者により各府省施策のPDCAが確認され、100件を超える助言があり平成26年度施策に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに取り組むべき課題においては、各協議会、WGのとりまとめ結果、融合領域及び政策課題への分野横断技術の適用例が示された。 ・また総務省においては、イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方について、情報通信審議会情報通信政策部会イノベーション創出委員会において審議。内閣府（科学技術担当）もイノベーション創出委員会にオブザーバ参加するとともに、総合科学技術会議重要課題専門調査会 ICTワーキンググループに対してイノベーション創出委員会の審議状況の報告をするなど、相互に連携しつつ進めているところ。 <p>なお各協議会等の開催状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題専門調査会は、平成25年10月11日から平成26年4月8日までワークショップを含め4回開催。 ・エネルギー戦略協議会は、平成25年11月18日から平成26年3月26日まで5回開催。 ・次世代インフラ・復興再生戦略協議会は、平成25年11月26日から平成26年3月4日まで5回開催。 ・地域資源戦略協議会は、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。 ・環境ワーキンググループは、平成25年12月26日から平成26年3月28日まで3回開催。 ・ナノテクノロジー・材料ワーキンググループは、平成25年12月4日から平成26年3月31日まで4回開催。 ・ICTワーキンググループは、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回 	<p>○戦略協議会・ワーキンググループ http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukaidai/wg.html</p>
<p>事業目的の達成に向けた国の役割についても、これらの事業は民間企業が実施すべきと考えられ、また、実態として特定大企業への補助となっているなど、明確とは言い難く、③国はコーディネートに重点を置くなど、民間との役割を整理すべきではないか。</p>	<p>国が実施する研究開発については、総合科学技術会議により、国と民間の役割分担を含め、重点化が既に図られているところ。</p>	<p>事業化段階に近いビジネスモデル実証フェーズについては、補助金スキームとするとともに、民間事業者には負担を求めることとした。</p> <p>また、委託スキームによる研究開発については、従前より公募時に「官民費用分担にかかる申告書」の提出を求めており、受託者側に一定の負担を約束させた上で契約をしているところ。</p>	<p>者により各府省施策のPDCAが確認され、100件を超える助言があり平成26年度施策に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに取り組むべき課題においては、各協議会、WGのとりまとめ結果、融合領域及び政策課題への分野横断技術の適用例が示された。 ・また総務省においては、イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方について、情報通信審議会情報通信政策部会イノベーション創出委員会において審議。内閣府（科学技術担当）もイノベーション創出委員会にオブザーバ参加するとともに、総合科学技術会議重要課題専門調査会 ICTワーキンググループに対してイノベーション創出委員会の審議状況の報告をするなど、相互に連携しつつ進めているところ。 <p>なお各協議会等の開催状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題専門調査会は、平成25年10月11日から平成26年4月8日までワークショップを含め4回開催。 ・エネルギー戦略協議会は、平成25年11月18日から平成26年3月26日まで5回開催。 ・次世代インフラ・復興再生戦略協議会は、平成25年11月26日から平成26年3月4日まで5回開催。 ・地域資源戦略協議会は、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。 ・環境ワーキンググループは、平成25年12月26日から平成26年3月28日まで3回開催。 ・ナノテクノロジー・材料ワーキンググループは、平成25年12月4日から平成26年3月31日まで4回開催。 ・ICTワーキンググループは、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回 	<p>○戦略協議会・ワーキンググループ http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukaidai/wg.html</p>
<p>目的達成のための事業の実施方法についても、現在の国の事業のやり方は民間事業者の研究開発支援の面もあることから、適切とは言い難く、④委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。</p>	<p>国が責任をもって成功させる必要のある（リスクの高い）研究開発を「補助金」で実施することは、実施主体や責任の所在が不明確となることから、全面的に指摘へ対応することは困難。</p>	<p>事業化段階に近いビジネスモデル実証フェーズについては、補助金スキームとするとともに、民間事業者には負担を求めることとした。</p> <p>また、委託スキームによる研究開発については、従前より公募時に「官民費用分担にかかる申告書」の提出を求めており、受託者側に一定の負担を約束させた上で契約をしているところ。</p>	<p>者により各府省施策のPDCAが確認され、100件を超える助言があり平成26年度施策に反映した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに取り組むべき課題においては、各協議会、WGのとりまとめ結果、融合領域及び政策課題への分野横断技術の適用例が示された。 ・また総務省においては、イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方について、情報通信審議会情報通信政策部会イノベーション創出委員会において審議。内閣府（科学技術担当）もイノベーション創出委員会にオブザーバ参加するとともに、総合科学技術会議重要課題専門調査会 ICTワーキンググループに対してイノベーション創出委員会の審議状況の報告をするなど、相互に連携しつつ進めているところ。 <p>なお各協議会等の開催状況は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題専門調査会は、平成25年10月11日から平成26年4月8日までワークショップを含め4回開催。 ・エネルギー戦略協議会は、平成25年11月18日から平成26年3月26日まで5回開催。 ・次世代インフラ・復興再生戦略協議会は、平成25年11月26日から平成26年3月4日まで5回開催。 ・地域資源戦略協議会は、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回開催。 ・環境ワーキンググループは、平成25年12月26日から平成26年3月28日まで3回開催。 ・ナノテクノロジー・材料ワーキンググループは、平成25年12月4日から平成26年3月31日まで4回開催。 ・ICTワーキンググループは、平成25年11月29日から平成26年3月14日まで5回 	<p>○戦略協議会・ワーキンググループ http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/juyoukaidai/wg.html</p>

<p>これまでの事業の成果が十分であったとは言い難い。⑤事業として適切かどうかの評価方法をつくる必要があるのではないか。</p>	<p>研究開発に係る評価の在り方は、総合科学技術会議で定める「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」で定められているところであり、その改善については、引き続き総合科学技術会議と協力して検討。</p>	<p>引き続き、総合科学技術会議と連携し、国と民間の役割分担等を含めた重点化を進める。</p> <p>なお、平成27年度予算要求に向け、科学技術に関する予算等を有望な分野や政策に重点的に配分し有効に活用するための「平成27年度 科学技術に関する予算等の資源配分の方針」の決定は平成26年7月頃なされると考えるが、本決定に向けた総合科学技術会議重要課題専門調査会が、平成26年4月の取りまとめを目指し昨年10月に開始されており、すでに各戦略協議会やWGにおいて議論が行われているところ。</p>	<p>開催。</p>	
<p>ICTの高度利活用の推進に関する事業については、普及させるための具体的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。⑥普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確な目標設定など、PDCAの更なる具体化・明確化を図ることとする。また、実証の実施に当たった計画の更なる具体化を行うとともに、実証プロジェクトの実施を通じて費用負担モデルの検証を行うこととす</p>	<p>今後の実証プロジェクトの実施に当たっては、実証期間内により多くの成果が得られるよう、十分な実証期間の確保に努めることを念頭に置きつつ、契約締結時において明確な目標設定の徹底を図り、事業終了後早期に、実証プロジェクトの目標達成度の検証や課題の抽出等を行うこととし、このような取組を通じて、各事業の終了までに、国の事業としてのPDCAを明確に</p>	<p>普及展開を見据えたものに限定して実施することについて、執行段階において厳格に対応するため、「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」、「放送・通信分野等における公的個人認証サービスの利活用」及び「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証の調達仕様書の作成に先立ち、実証における実証項目、実証成果の普及展開に係る要件等について、意見募集（パブリックコメント）を実施し、提出された意見を踏まえ調達仕様書案を作成の上、現在順次調達手続きを進めているところ。</p> <p>また、「G空間シティ構築事業」及び「ICT街づくり推進事業」については、実施要領において、標準的・共通的な仕様やルールの策定、委託事業終了後の普及展開の</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」、「放送・通信分野等における公的個人認証サービスの利活用」及び「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証に対する意見募集（3月27日～4</p>

<p>事業の目的やビジョンは、実証のための実証となっているなど、明確とは言いがたく、また、関係機関との調整も十分とは言いがたい。</p> <p>このため、⑦普及を前提とした事業計画の作成やコスト便益の計算を行うなど、具体的な普及のためのプロセスを明確にすべきではないか。</p>	<p>る。</p>	<p>していくこととする。</p> <p>また、事業の実施に当たっては、単なる個別の地域や事業の支援ではなく、標準的・共通的な仕様やルールを策定を行う等、普及展開を見据えたものに限定して実施するとともに、事業全体として必要な費用を明らかにし、受託者と国の費用負担について明確化を図ることとする。さらに、事業継続性や成果の普及展開については、実証プロジェクトの実施を通じて、実証終了以降も事業が継続するようなモデルの明確化を図ることとする。</p>	<p>可能性、委託事業における費用分担の明確化等を選定の基準として設定し、提案公募を実施したところ。</p> <p>今後、提出された各事業の提案について総務省公開プロセスに携わった外部有識者等による審査（6月頃から順次）を行った上で、普及展開が困難と判断した案件は採択しないこととしている。</p>	<p>月16日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000092.htm</p> <p>↓</p> <p>○G空間シティ構築事業に係る提案の公募（4月15日～5月16日）</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06_02000055.htm</p> <p>↓</p> <p>○平成25年度補正予算ICT街づくり推進事業に係る提案の公募（4月22日～6月20日）</p> <p>http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin01_02000128.html</p>
<p>⑧また、補助として実施側がリスクを負う形で実施すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下で、関係省庁との連携の強化を図っていくこととする。</p>	<p>関係省庁との連携については、ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下での概算要求の各省横断的な総合調整とともに、実証プロジェクトを連携して実施するなど、連携強化を図っていくこととする。</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」については、事業実施に当たって、関係省庁である農林水産省や国土交通省、内閣官房IT総合戦略室と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>○「G空間シティ構築事業」については、事業実施に当たって内閣府（宇宙戦略室）や国土地理院と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>なお、関係省庁に対し、総務省の「G空間×ICT推進会議」（平成25年3月から6回開催）にオブザーバーとして参加を求め、実証プロジェクトの方向性を検討してきたところ。</p> <p>○「ICT街づくり推進事業」については、当該事業の普及展開方策等について検討</p>	<p>○G空間×ICT推進会議構成員（※オブザーバーについても記載）</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000206423.pdf</p> <p>○ICT街づくり推進会議</p>
<p>⑨併せて、他の関係省庁との連携強化を担保すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下で、関係省庁との連携の強化を図っていくこととする。</p>	<p>関係省庁との連携については、ご指摘を踏まえつつ、引き続き政府CIOの下での概算要求の各省横断的な総合調整とともに、実証プロジェクトを連携して実施するなど、連携強化を図っていくこととする。</p>	<p>○「ビッグデータの活用による路面管理及び農業の高度化」については、事業実施に当たって、関係省庁である農林水産省や国土交通省、内閣官房IT総合戦略室と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>○「G空間シティ構築事業」については、事業実施に当たって内閣府（宇宙戦略室）や国土地理院と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>なお、関係省庁に対し、総務省の「G空間×ICT推進会議」（平成25年3月から6回開催）にオブザーバーとして参加を求め、実証プロジェクトの方向性を検討してきたところ。</p> <p>○「ICT街づくり推進事業」については、当該事業の普及展開方策等について検討</p>	<p>○G空間×ICT推進会議構成員（※オブザーバーについても記載）</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000206423.pdf</p> <p>○ICT街づくり推進会議</p>

			<p>を行う「ICT街づくり推進会議」に、関係省庁（内閣官房、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省）にも参加してもらい、省庁横断的な実証プロジェクトの推進体制を構築しているところ。</p> <p>なお、会議の開催状況は以下のとおり。</p> <p>ICT街づくり推進会議は平成25年12月13日、平成26年4月22日の2回開催</p> <p>ICT街づくり推進会議 普及展開ワーキンググループは平成26年2月4日から平成26年4月11日まで4回開催</p> <p>ICT街づくり推進会議 共通ID利活用ワーキンググループ及び共通ID利活用サブワーキンググループは平成25年12月26日から平成26年4月16日まで6回開催。</p> <p>○「スマートプラチナ社会の構築」に関する実証については、事業実施に当たって、関係省庁である厚生労働省と協議する等、関係省庁と連携して実証プロジェクトを実施する。</p> <p>なお、関係省庁（内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）に対し、総務省の「スマートプラチナ社会推進会議」（平成25年12月から4回開催）にオブザーバーとして参加を求め、実証プロジェクトの方向性を検討してきたところ。</p>	<p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict-town/index.html</p> <p>↓</p> <p>○スマートプラチナ社会推進会議</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/smart_Platinum/index.html</p>
--	--	--	--	---

担当府省名	総務省			
テーマ等	ICT を活用した教育学習の振興に関する事業 (フューチャースクール推進事業、ICT による社会課題解決の推進、教育分野における最先端 ICT 利活用に関する調査研究)			
指摘事項	<p>(フューチャースクール推進事業等(総務省所管事業))</p> <p>フューチャースクール推進事業、先導的教育実証事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にある。</p> <p>そもそも、教育のICT化の全国展開に向けた、具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。①コスト抑制に関する成果指標を設定し、費用対効果や全体像、技術環境の変化への対応など、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示すべきではないか。</p> <p>②今後については、「クラウド」ということで何でもプロジェクトを起こすのではなく、</p> <p>また、③実証数も絞り込むなど、総務省は裏方に徹するべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>フューチャースクール推進事業、先導的教育実証事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にある。</p> <p>そもそも、教育のICT化の全国展開に向けた、具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。①コスト抑制に関する成果指標を設定し、費用対効果や全体像、技術環境の変化への対応など、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示すべきではないか。</p>	<p>教育分野におけるICT化については、「世界最先端IT国家創造宣言」等の政府方針や、与党「情報化教育促進議員連盟決議」等の方針で、2010年代中の実現が明記されているため、指摘を踏まえながら、文部科学省と連携して取り組みを進める。</p>	<p>・事業実施までに、外部有識者を構成員とする研究会において、コスト抑制に関する指標を設定する。</p> <p>・費用対効果や技術環境の変化への対応などについて検討し、国民にもわかりやすく、理解される工程表を示す。</p>	<p>・現在、外部有識者により構成される懇談会の設置を5月下旬頃に予定しており、同懇談会の意見も頂戴しながらコスト指標を設定。</p> <p>・費用対効果や最先端の情報通信技術の動向を踏まえつつ、文部科学省において検討するビジョン及び工程表を踏まえながら、本年度中に今後の工程表を提示。</p>	
<p>②今後については、「クラウド」ということで何でもプロジェクトを起こすのではなく、</p>	<p>本事業は、教育分野にクラウド、HTML5等の最新の情報通信技術を導入することにより、コストの低廉化や多様な端末が利用可能になるなど、教育分野でより効果的な利活用を促進すると考えられることから、教育分野の特性を踏まえて実証を行うものである。</p>	<p>・通信環境や学校の規模の観点から、モデル性の高い箇所に絞り込んで実証事業を実施する。</p>	<p>・平成26年度事業については、実証地域を10地域から3地域に絞り込むこととし、現在、文部科学省と協議しながら実施に向け募集項目案を検討中。</p>	
<p>また、③実証数も絞り込むなど、総務省は裏方に徹するべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、文部科学省との役割分担や事業での連携内容を確認した上で、適切な事業規模とする。</p>			

担当府省名	外務省			
テーマ等	広報に関する事業(海外広報、独立行政法人国際交流基金運営費交付金、海外における文化事業等)			
指摘事項	<p>①海外における在外公館、国際交流基金の文化芸術交流事業ともPDCAサイクルが必ずしも十分に確立されていない。今後、戦略をもとに具体的な目標や重要地域を定めるべきではないか。</p> <p>②適切な成果指標を設定するとともに、</p> <p>③個々の事業の評価については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国の様々な評価手法を参考にすることや ・事前と事後のアンケートは5段階程度にして中央値を評価に含めないこと <p>等の取り組みが必要ではないか。</p> <p>④また、一定の規模以上のイベントについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者等に対し次回開催に向けた寄付を集めることや、 ・次回有料化しても参加したいかのアンケートを行う <p>等の工夫を検討することが必要ではないか。</p> <p>⑤在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。</p> <p>⑥在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化するべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>①海外における在外公館、国際交流基金の文化芸術交流事業ともPDCAサイクルが必ずしも十分に確立されていない。今後、戦略をもとに具体的な目標や重要地域を定めるべきではないか。</p>	<p>・指摘を踏まえ、広報文化外交の戦略を策定し、戦略を踏まえた事業の実施により、PDCAサイクルの確立につなげることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報文化外交戦略を策定し、在外公館及び国際交流基金においては、本戦略を踏まえた戦略的な資源配分を行い、当該資源配分に基づき事業を実施する。 ● 成果指標についてもより効果的な在り方を検討した上で設定し、評価結果を次年度の事業実施に反映することにより、PDCAサイクルの十分な確立を目指す。 	<p>(戦略的資源配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本年1月、広報文化外交上の手段について「選択と集中」の観点から戦略的に活用する旨を定めた広報文化外交戦略を策定。 ● 在外公館文化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館が企画・立案する平成26年度の事業については、上記戦略を踏まえながら優良案件を承認する方針。 ・各在外公館は、上記戦略を踏まえ、平成27年度の広報文化交流事業方針を作成(～8月までを目処)。 ● 国際交流基金の文化芸術交流事業 <ul style="list-style-type: none"> ・外務省が上記プロセスにより作成する広報文化交流事業方針を踏まえた地域・国別方針を立案し、これらを毎年度の計画に反映する方針とした。 	

			(成果指標) ②のとおり。	
②適切な成果指標を設定するとともに、	・「海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する(広報事業)」		●広報文化事業の効果の評価・分析モデルを検討するための調査研究を実施(日本文化に対する「認知」「関心」「理解」「好印象・信頼感」の4段階を設定し、計6事業で試行)。また、平成26年度においても、事業の目的に応じ評価モデルを精査する観点から調査研究を実施予定。	
③個々の事業の評価については、例えば、米国の様々な評価手法を参考にすることや事前と事後のアンケートは5段階程度にして中央値を評価に含めないこと等の取り組みが必要ではないか。	・「文化交流事業の展開・促進・支援により、日本文化及びその背景にある価値観等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図る(文化事業)」(政策評価における目標)という目標の達成に向け、事業実施を通じて得られた効果に関する適切な評価方法のあり方について検討し、個々の事業の評価の改善につなげることとする。	●広報文化事業の効果に関する調査や他国の機関の例の情報収集を今年度中に実施する。それに基づき評価にあたっての適切な成果指標の設定や評価の方法のより効果的なあり方について検討を実施し、在外公館及び国際交流基金における個々の事業評価の改善に取り組む。	●同上	
④また、一定の規模以上のイベントについては、 ・参加者等に対し次回開催に向けた寄付を集めることや、 ・次回有料化しても参加したいかのアンケートを行う 等の工夫を検討することが必要ではないか。			●同上	
⑤在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。	・指摘を踏まえ、在外公館と国際交流基金のそれぞれの強みを活かす形での文化事業の検討・実施を行うこととする。	●在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業については、外務本省で策定する広報文化外交戦略を踏まえて実施することとし、在外公館が当該国における広報文化交流事業方針を定め、国際交流基金が当該方針を踏まえて具体的な事業を実施	●広報外交戦略を踏まえた事業 ・在外公館が企画・立案する平成26年度の事業について、上記戦略を踏まえながら、優良案件を承認する方針。[再掲] ・国際交流基金については、本年3月に「中期計画」を変更し、在外公館との緊密な連携と専門性を活かした質の高い事業への重点化をより明確化した。	

		<p>するという関係を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●在外公館は、広報文化外交戦略及び在外公館別の広報文化交流事業方針を踏まえ、国の代表機関として、外交上の優先課題に基づき文化芸術交流事業を行う。事業実施に当たっては、現地の共催団体や協力者のリソースを活用する。 ●国際交流基金は、広報文化外交戦略及び在外公館別の広報文化交流事業方針を踏まえ、在外公館と緊密な連携を図りつつ、専門機関として長年培ったノウハウやネットワークといった専門性をさらに高め、一流の文化人・専門家の派遣や多様なスキームを複合的に組み合わせた事業に重点化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、外務省が新たなプロセスにより作成する広報文化交流事業方針を踏まえた地域・国別方針を立案し、これらを毎年度の計画に反映する方針とした。[再掲] ●在外公館文化事業 ・26年度の在外公館文化事業については、広報文化外交戦略を踏まえ立案し、現地リソースを活用するとともに、在外公館文化事業と国際交流基金の左記役割分担に留意して実施する方針。 ●国際交流基金 ・国際交流基金においては、専門機関としての専門性をさらに高めた事業に重点化すべく、「小規模レクチャー・デモンストレーション」事業について、巡回展事業、日本映画上映事業等と複合的に組み合わせた形でのみ実施することとした。 	
<p>⑥在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化するべきではないか。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同上 	

担当府省名	外務省			
テーマ等	経済協力に関する事業(無償資金協力)			
指摘事項	<p>①我が国の現下の財政状況に鑑みれば、世銀ガイドラインの基準を超えた所得水準の国には、有償資金による援助を実施することを基本とするべきではないか。</p> <p>②有償・無償の判断基準が極めて不明確であり、無償資金協力の活用は、あらかじめ、例えば緊急性、人道性、対象国の財政状況を含む基準を明確に示した上で、それを満たす場合に限り実施するべきではないか。</p> <p>③また、中所得国以上の国に無償資金による援助を実施した場合、事業実施後に無償による援助が適当であったか否かの評価を行うことを検討すべきではないか。</p> <p>④無償資金協力におけるPDCAを強化する観点から、毎年度、サブスキームごとのレビューシートを作成するべきではないか。</p> <p>⑤サブスキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要ではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①我が国の現下の財政状況に鑑みれば、世銀ガイドラインの基準を超えた所得水準の国には、有償資金による援助を実施することを基本とするべきではないか。	ODA大綱の理念に沿ってODAの戦略的な活用を進めていく中で、今後とも援助実施に当たり、特に所得水準の高い国については、有償資金協力の活用を最大限追求する。	「秋のレビュー」の指摘を受けて改めて検討を行い、今後は、世銀の分類を主たる目安としつつ、所得水準の相対的に高い国については有償資金協力を活用することを最大限追求する方針を徹底することとしている。また、融資機関たる世銀による事業と我が国ODAの単純比較はできないが、世銀の分類を主たる目安としつつ、所得水準の高い国に対しては、②の方針に沿って無償資金協力を実施することとしている。	下記②のとおり。	
②有償・無償の判断基準が極めて不明確であり、無償資金協力の活用は、あらかじめ、例えば緊急性、人道性、対象国の財政状況を含む基準を明確に示した上で、それを満たす場合に限り実施するべきではないか。	有償資金協力の活用を最大限追求しつつ、無償資金協力の活用については、世銀の分類を主たる目安としつつ、効果の高い事業となるよう、様々な観点を踏まえて、開発協力適正会議等を通じ個別に検討していく。	所得水準の高い国に無償資金協力を供与する際には、我が国の対外政策(二国間関係、国際展開政策等)、当該途上国の債務状況・経済規模・脆弱性、案件の性質(緊急性・迅速性、人道性、地球規模課題への対応等)等といった観点から具体的に精査し、効果の高い事業に供与することとする(26年度から実施)。上記観点は、年度内に開発協力適正会議でより具体的な形で説明し、外部有識者の間で議論したうえで公表する(議事録は全て公開)。	平成26年2月に開催された第14回開発協力適正会議にて、左記観点について具体的に説明し、外部有識者の間で議論を行った。 この議論を受け、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の供与を検討する際には、 ・まずは、緊急性・迅速性、人道上のニーズの観点から適否を判断する ・これらの観点を満たさない場合であって、対象国の債務状況を勘案し有償資金協力によることが困難又は適当でないと判断される場合には、個別の案件について実施の意義を、案件の性質、我が国の対外政策、供与先となる途上国が置かれている状況等の観点から複合的に精査した上で、無償資金協力による実施が十分に説明可能な効果の高い事業に限り実施することとなった(「所得が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」)。 開発協力適正会議の議事録、上記方針は、外務省ホームページにて公表。	開発協力適正会議ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaika/ku/tekisei_k/

<p>③また、中所得国以上の国に無償資金による援助を実施した場合、事業実施後に無償による援助が適当であったか否かの評価を行うことを検討すべきではないか。</p>	<p>適切な援助形式については、これまで事業の着手に先立ち検討を行ってきたが、PDCA サイクルの中でも検証していく。</p>	<p>外務省が実施するODA評価において、中所得国以上の対象国で実施された無償資金協力について案件計画段階で想定された意義が実際にあったかとの点を含めて評価することとする。平成 26 年度における評価において実施。</p>	<p>平成 26 年度のODA評価において、「相対的に所得水準の高い国に対する無償資金協力の評価」を実施予定。</p>	
<p>④無償資金協力におけるPDCAを強化する観点から、毎年度、サブスキームごとのレビューシートを作成すべきではないか。</p>	<p>下記⑤にかかる検討状況を踏まえつつ、レビューシートにサブスキーム毎の成果の記載を盛り込む方向で検討する。シート構成については、技術的な観点から引き続き検討する。</p>	<p>平成 26 年度事業レビューシートの作成に際し、サブスキーム毎の成果の記載を盛り込む方向で検討する。シートの構成については、例えば同じ記述が複数シートで重複するような非効率な構成・記載とならないよう技術的な観点から検討する。</p>	<p>下記⑤のサブスキームの在り方に関する検討の結果を踏まえ、レビューシートの作成方法について検討する。</p>	
<p>⑤サブスキームの整理統合について不断の見直しを行っていくことが必要ではないか。</p>	<p>サブスキームの整理統合も視野に継続的に検討していく。</p>	<p>サブスキームの整理統合について継続的に検討し、平成 26 年度予算の執行の段階で検討結果を反映させる。</p>	<p>平成 25 年外務省行政事業レビュー公開プロセスで「事業全体の抜本的改善」と指摘を受けた貧困農民支援について廃止。 サブスキームの在り方について引き続き検討中。</p>	

担当府省名	文部科学省			
テーマ等	大学の教育研究の質の向上に関する事業（グローバル人材育成及び大学改革）			
指摘事項	<p>（グローバル人材育成）</p> <p>①グローバル人材の定義については、具体性がなく総花的なものとなっているため明確とは言い難い。<u>産業人材の育成に重点化した上で、検証可能な人材の定義を行い、それを明確に提示すべきではないか。</u></p> <p>②また、我が国のグローバル人材の層を厚くするためには、プログラムによる部分的なグローバル化ではなく、<u>大学内の教育体制を見直して外国人教員の割合を高めるなど、大学全体が国際標準になるようにすべきではないか。</u></p> <p>③「グローバル人材育成推進事業」と「大学の世界展開力強化事業」は、事業の内容について、国内の大学自身による教育ではなく留学を前提としていること、<u>検証可能な指標の設定が不十分であるなどの点で有効とは言い難く、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>検証可能な成果指標の設定、</u> ・<u>事業の整理統合、</u> ・<u>育成する人材像に即した取組を支援、</u> ・<u>英語偏重の事業内容の見直しなどを行うべきではないか。</u> <p>④「スーパーグローバル大学事業」は、<u>事業の実施により、どのような効果を目指しているかという事業の目的が明確とは言い難く、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>事業内容を明確にして支援対象を限定、または、</u> ・<u>既存事業と整理統合を行うべきではないか。</u> <p>⑤また、従来事業についての検証が不十分であるので、<u>新規事業の立ち上げは、従来事業の課題への対応を踏まえ、具体的な成果指標を設定するなどした上で行うべきではないか。</u></p> <p>（大学改革）</p> <p>⑥「国立大学改革の強化推進」については、<u>「国立大学改革」で行おうとしていることが明確とは言い難く、大学ごとのミッションに客観的な評価を加え、再定義した上で、改革の意義を明確化した大学だけを支援対象とすべきではないか。</u></p> <p>⑦また、<u>本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化、</u> ・<u>他の類似事業との整理統合などを行うべきではないか。</u> <p>⑧少なくとも大学自身が負担しないものについては支援しないべきではないか。</p> <p>⑨「大学改革加速プログラム」の目的については、<u>公・私立大学が自助努力で行うべきものであることから明確とは言い難く、国で実施すべき事業ではないので、このままの形で事業化することは適切ではないのではないか。</u></p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考

<p>①産業人材の育成に重点化した上で、検証可能な人材の定義を行い、それを明確に提示すべきではないか。</p>	<p>産業人材の育成という視点は、各大学の事業の出口管理という観点からも重要と認識。そのため、「グローバル人材育成推進事業」について、各大学が育成しようとするグローバル人材像のうち、産業人材の育成という観点からも検証を行うとともに、その結果をHP等で発信することとした。</p>	<p>平成26年1月、採択大学に、各大学が育成しようとするグローバル人材像のうち、産業人材の育成という観点から定性的・定量的な検証を行うよう通知し、各大学の検証結果を取りまとめ、年度末までにHP等で公表する。</p> <p>そこで示された検証結果は、以降も恒常的にフォローアップを行い、事業のより効果的な実施に努める。</p>	<p>平成26年1月31日、採択大学に、各大学が育成しようとするグローバル人材像のうち、産業人材の育成という観点から定性的・定量的な検証を行うよう通知し、各大学の検証結果を取りまとめ、3月28日に本事業の広報・普及発信を担当している日本学術振興会のHPで公表した。</p> <p>※指摘を踏まえ、概算要求時の「グローバル人材育成推進事業」と「スーパーグローバル大学事業」は、「スーパーグローバル大学等事業」として統合し、④記載のとおり重複のないよう整理の上、同事業の支援メニューとして「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」と「スーパーグローバル大学創成支援」を設けることとした。</p>	<p>行政改革推進会議「秋のレビュー」とりまとめを受けた資料:</p> <p>http://www.jsps.go.jp/j-gj-inzai/review.html</p>
<p>②外国人教員の割合を高めるなど、大学全体が国際標準になるようにすべきではないか</p>	<p>「グローバル人材育成推進事業」では、学生の語学力や、海外留学で単位を取得した学生数のほか、外国人教員や国外の大学で学位取得した日本人教員等についての達成目標を公募の段階で各大学に示させており、これらの割合を高めることにより、大学全体の国際標準への適合を進めることとしている。また、「大学の世界展開力強化事業」や「スーパーグローバル大学事業」についても、これらの数値の把握や、指標としての設定等を行うこととした。</p>	<p>既存の「グローバル人材育成推進事業」と「大学の世界展開力強化事業」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人教員や国外の大学で学位取得をした日本人教員等の比率、 ・学生の語学力、日本人学生の海外留学者数、外国人留学生の受入数、 ・外国語による授業科目の実施率（外国語教育を主たる目的とするものを除く）、 ・年俸制、テニユアトラック制の導入、 ・外国人や外国での学位取得者の積極登用 等 <p>の大学全体の国際標準への適合についての状況を把握するための通知を、平成26年1月に各大学に発出。これらの調査結果を取りまとめ、年度末までにHP等で公表。</p> <p>「スーパーグローバル大学事業」についても、同様の数値や状況を申請に際して各大学に提出をさせ、達成目標等として活用。</p>	<p>大学全体の国際標準への適合についての状況を把握するための通知を、平成26年1月31日に各大学に発出。これらの調査結果を取りまとめ、グローバル人材育成推進事業については3月28日に、本事業の広報・普及発信を担当している日本学術振興会のHPで公表した。大学の世界展開力強化事業については4月10日に公表した。</p> <p>「スーパーグローバル大学創成支援」についても、4月15日に、公募についての通知を大学へ発出し、申請に際して、同様の数値や状況を達成目標等として各大学に設定させることとした。</p>	<p>グローバル人材育成推進事業:</p> <p>(http://www.jsps.go.jp/j-gj-inzai/review.html)</p> <p>大学の世界展開力強化事業: (http://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/conference_review.html)</p>

<p>③</p> <p>・検証可能な成果指標の設定、</p> <p>・事業の整理統合、</p> <p>・育成する人材像に即した取組を支援、</p> <p>・英語偏重の事業内容の見直しなどを行うべきではないか。</p>	<p>「グローバル人材育成推進事業」は日本人学生の海外留学の促進を主な狙いとするものであるが、今後、同事業と「大学の世界展開力強化事業」においては、外国人教員や国外の大学で学位取得した日本人教員等の比率、外国語による授業科目の実施率等についても、各大学の状況を成果指標として把握することとしたい。</p> <p>また、「グローバル人材育成推進事業」採択大学が「スーパーグローバル大学事業」として採択された場合には、これらの大学は「スーパーグローバル大学事業」実施大学として、同事業からのみ補助金を手当てすることとする（「グローバル人材育成推進事業」からは手当てしない）。なお、その他の「グローバル人材育成推進事業」採択大学については、①～③に記載した方向性を新たに事業の趣旨・取組として加えることで、事業の内容の見直しを行う。</p>	<p>・検証可能な成果指標の設定</p> <p>上記②の通り</p> <p>・事業の整理統合</p> <p>左記「検討の方向性」の通り</p> <p>・育成する人材像に即した取組を支援</p> <p>上記①の通り</p> <p>・英語偏重の事業内容の見直し</p> <p>本事業は、英語力の向上のみを目的としたものではなく、日本人学生の海外留学を推進するための体制整備を行うものであるが、英語に偏重していないことを示す具体的な取組内容等を年度末までにHP等で公表。</p>	<p>グローバル人材育成推進事業が英語に偏重していないことを示す具体的な取組内容等を把握するための通知を、平成26年1月31日に各大学に発出。</p> <p>この調査結果を取りまとめ、3月28日に、本事業の広報・普及発信を担当している日本学術振興会のHPで公表した。</p>	<p>グローバル人材育成推進事業:</p> <p>(http://www.jsp.go.jp/j-gjinzai/reviiew.html)</p>
<p>④「スーパーグローバル大学事業」は、既存事業と整理統合を行うべきではないか。</p>	<p>「グローバル人材育成推進事業」採択大学が「スーパーグローバル大学事業」として採択された場合には、これらの大学は「スーパーグローバル大学事業」実施大学として、同事業からのみ補助金を手当てすることとする（「グローバル人材育成推進事業」からは手当てしない）。なお、その他の「グローバル人材育成推進事業」採択大学については、①～③に記載した方向性を新たに事業の趣旨・取組として加えることで、事</p>	<p>左記「検討の方向性」の通り</p>	<p>指摘を踏まえ、概算要求時の「グローバル人材育成推進事業」と「スーパーグローバル大学事業」は、「スーパーグローバル大学等事業」として統合し、支援メニューの「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」と「スーパーグローバル大学創成支援」の重複した財政支援は認めないこととした。具体的には、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」採択大学が「スーパーグローバル大学」として採択された場合には、これらの大学は「スーパーグローバル大学創成支援」実施大学として、同事業からのみ補助金を手当てすることとした。</p>	

	業の内容の見直しを行う。		なお、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」については、①産業人材の育成という観点から定性的・定量的な検証、②大学全体の国際標準への適合状況の調査、③英語に偏重していないことを示す取組内容の把握を通じ、事業内容の見直しを促している。	
⑤従来事業の課題への対応を踏まえ、具体的な成果指標を設定するなどした上で行うべきではないか。	従来事業である「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」からは、多くの外国人学生を惹きつける魅力的なプログラムの構築や海外展開、外国人と日本人学生の協働・共学の機会促進、優秀な外国人教員を呼び寄せるに足る人事・教務制度の整備等が課題であることが明らかになった。したがって、「スーパーグローバル大学事業」の立ち上げにあたっては、これらに関する成果指標を設定することとしたい。	「スーパーグローバル大学事業」は平成26年4月からの公募開始を予定。公募に当たっては、例えば、 ・日本と海外の大学の両方の学位を取得できる「ジョイント・ディグリープログラム」の構築数、 ・ジョイント・ディグリープログラムに参加する日本人学生と外国人留学生の数、 ・海外に設置する拠点の数、 ・優秀な外国人教員を呼び寄せるに足る人事・教務制度の整備 等の状況について、定量的・定性的な成果指標を設定することとしたい。	「スーパーグローバル大学創成支援」については、4月15日に公募についての通知を大学へ発出し、 ・外国語のみで卒業できるコース数、教育プログラムの国際通用性 ・海外に設置する拠点の数、 ・混住型学生宿舎に入居する外国人留学生数 ・年俸制の導入、国際通用性ある人事評価制度の導入・活用等 42項目の状況について、申請に際して定量的・定性的な成果指標として各大学に設定させることとした。	
⑥『「国立大学改革」で行おうとしていることが明確とは言い難く、大学ごとのミッションに客観的な評価を加え、再定義した上で、改革の意義を明確化した大学だけを支援対象』とすることについて。	「国立大学改革」の内容を明確化し、ミッションの再定義により明らかになった各大学の強み・特色・社会的役割を、より強化するための組織再編等の改革構想を支援対象とする。	平成25年11月26日に「国立大学改革プラン」をとりまとめ、(1)強み特色の重点化、(2)グローバル化、(3)イノベーション創出、(4)人材養成機能の強化を視点として、学長のリーダーシップにより、中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化し、各大学の強み・特色を最大限に活かした機能強化を進めるという国立大学改革の方向性を明確化した。 また、ミッションの再定義において、全国的又は政策的な観点からの強みに関するデータや大学の教育・研究等の特色に関するデータなどの客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割を明確化し、これらを踏まえて、各大学が自主的に機能強化のための組織再編等を図る改革の取組を支援対象とする。平成25年度の事業選定から、計画調書等の提出書類により確認を行う。	平成25年度採択事業については、平成26年3月12日付けで7件の取組に交付決定を行った。 採択事業の選定にあたっては、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた機能強化のための組織再編を行う取組に限定するため、特に大学や学部の枠を超えた教育研究組織の再編成、組織運営等のシステム改革、学内資源の再配分・重点化といった観点が含まれた、学長の強いリーダーシップの発揮による各大学の強み・特色の一層の伸長につながる取組であることに加え、平成26年3月までに公表した「ミッションの再定義」にかかる大学との意見交換にて明確化した、各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた取組であるかを計画調書等により確認した。	平成25年度「国立大学改革強化推進補助金」の選定結果について : http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/03/1344885.htm

<p>⑦『本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化、他の類似事業との整理統合などを行う』ことについて。</p>	<p>「国立大学改革プラン」を踏まえた大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化し、他の事業との違いをより明確にする。</p>	<p>上記の取組について、構想の熟度・実現可能性、工程の妥当性、支援期間終了後の継続性・発展性等を主な選定の観点とし、大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定。平成 25 年度の事業選定から、計画調書等の提出書類により確認を行う。また採択事業の実施については中期計画の変更を課すことで、達成目標・達成時期を明確化する。また、上記「国立大学改革プラン」を踏まえ、各大学の改革の意義を明確にし、大学の自主的な改革に資する取組に対象を限定することで、他の事業との違いをより明確にする。また、事業選定時及び既存事業の毎年度の査定時には、限られた予算をできるだけ効果的に活用できるよう、他事業との関係、連携等についても精査を行う。</p>	<p>平成 25 年度事業の採択に当たっては、上記⑥に記載の観点で選定し、また、選定された取組を実施するため各大学とも平成 26 年 3 月に中期計画の変更を行った。</p> <p>平成 26 年度は、ミッションの再定義を踏まえた学内資源配分の最適化のための大学や学部を超えた教育研究組織の再編成に向けた取組や、人材の新陳代謝などの先導的な取組を、他事業との関係、連携等を精査し選定する。</p> <p>また、平成 25 年度の事業選定時及び既存事業の平成 26 年度補助額の査定時に、本補助金に関連する取組が他の事業費に応募もしくは採択されている場合は、それぞれの取組の事業目的、達成目標等を計画調書等にて確認した。</p>	
<p>⑧『大学自身が負担しないものについては支援しない』ことについて。</p>	<p>事業実施にあたり、大学の自己負担を求めることとしている。</p>	<p>補助期間終了後も継続して事業を実施することを前提として事業計画を策定することとしている。このため、平成 24 年度の採択事業から、補助期間中より大学の自己負担を求め、補助金額は逡減させることとしている。</p>	<p>平成 24 年度の採択事業から、補助期間中より大学の自己負担をする旨、選定大学との意見交換時や計画調書等において求めている。</p>	
<p>⑨このままの形で事業化することは適切ではないのか。</p>	<p>大学教育の質の向上が目的であるにも関わらず、国立大学を対象としないことや支援するテーマを幅広く設定したことで、目的が不明確で国が実施すべき事業ではないと指摘されたことに対応し、支援対象や支援テーマを抜本的に見直す。</p>	<p>事業内容について、以下の通り抜本的に見直した。</p> <p>①個別プロジェクト支援の対象に国立大学を追加し、国公立大学を支援対象とする。</p> <p>②支援するテーマを教育再生実行会議の提言に記載されている事項のうち、大学教育の質向上のため早急に対応すべきテーマに限定する。</p> <p>また、指摘事項には記載されていないが、議論の中で指摘された点に関して、予算編成又は事業公募までに以下の通り対応する。</p> <p>○収容定員による大学の規模毎に支援件数を設定したことにより、規模の小さな私立大学を救済するための補助金と指摘されたことに対応し、</p>	<p>平成 26 年度予算編成において事業内容を左記のとおり抜本的に見直し、本補助金の公募時に、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象を国公立大学とした ・申請テーマを 3 テーマに厳選した ・大学の規模毎ではなく、テーマ別に採択件数を定めた ・各大学が設定する成果指標以外の共通の指標を文部科学省が示すこととした 	<p>公募要領 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kai_kaku/ap/index.htm</p>

		<p>各テーマ毎に必要な件数を設定する。</p> <p>○各大学が設定する成果指標だけでは、甘く設定することも考えられ、意味がないとの指摘に対応し、各大学が設定する成果指標に加え、各テーマ毎及びテーマ共通の成果指標を有識者の意見を踏まえ文部科学省が設定し、ダブルチェックを行う仕組みに改める。</p> <p>また、3年目に中間評価を実施し、成果が見られなければ補助金の減額等を実施する。</p> <p>○情報公開をきちんと行うべきとの指摘に対応し、各大学毎に事業の進捗状況及び成果を公表することを義務付けすることに加え、ネットワークで各プロジェクトの成果を普及し、その状況を確認する。</p> <p>○事業名称が事業内容を正確に表しておらず、他事業との混同や事業内容への誤解を与えたことに対応し、事業名称を変更する。</p> <p>【変更前】「大学改革加速プログラム」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【変更後】「大学教育再生加速プログラム」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な中間評価を行うこととした ・ 事業名称を「大学教育再生加速プログラム」とした ・ 各大学に対して成果等の積極的な公表を義務づけた 	
--	--	---	---	--

担当府省名	文部科学省			
テーマ等	イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興に関する事業			
指摘事項	<p>3事業すべてについて、イノベーションが定義されていない、全体戦略がない、類似の取組が多い、有効性が見極めが不十分などの点から、事業の目的に照らして有効とはいえず、①全体戦略の策定、類似の取組との整理、有効性を見極めを行うべきではないか。</p> <p>成果の検証は、「地域イノベーション戦略支援プログラム」及び「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」について、適切に行われているとはいえず、②売上・営業利益・市場規模など定量的に効果検証を行った上で、検証結果を新規採択や事業の継続の是非に反映すべきではないか。</p> <p>事業の内容については、国が実施すべき役割を踏まえたものに限定されているとはいえず、③民間の負担拡大や国の負担を漸減することで地域の自立を促進したり、中止の判断基準の明確化、長期継続を禁止するなど、出口戦略の明確化などを行うべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①について、全体戦略の明確化、類似の取組との整理、有効性を見極めを進める。	全体戦略や有効性を見極め等については、当初設定したものを、社会情勢の変化や今年度以降実施する中間評価の中での外部有識者の意見等を踏まえ、随時見直ししていく。	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】</p> <p>中間評価時（※1）に外部有識者による各地域に対する評価に加え、本プログラムに対する意見を、本プログラムの戦略に反映させていく。</p> <p>（※1）平成25年度：10月～1月頃 13地域対象 平成26年度：10月～1月頃 10地域対象 平成27年度：10月～1月頃 6地域対象</p> <p>【先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム】</p> <p>中間評価時（※2）に外部有識者による各拠点に対する評価に加え、本プログラムに対する意見を、本プログラムの戦略に反映させていく。</p> <p>（※2）平成25年度：8月～1月頃 5拠点対象 平成26年度：8月～1月頃 2拠点対象 平成27年度：8月～1月頃 1拠点対象</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】</p> <p>事業完了時のみならず供用開始後も状況調査を行い、有効性を見極め等を行う。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】</p> <p>13地域については、平成26年1月29日に開催した、産学官金の外部有識者からなる科学技術・学術審議会の地域科学技術イノベーション推進委員会（以下「委員会」という。）において中間評価を行い、その結果を26年度予算の配分に反映させた。</p> <p>外部有識者による意見を踏まえつつ、委員会において夏頃、最終的な取りまとめを行う予定の事業効果の指標と併せて、本プログラムの全体戦略も検討していく。</p> <p>【先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム】</p> <p>5拠点については、上記と同様、平成26年1月29日に委員会において中間評価を行い、その結果を26年度予算の配分に反映させた。</p> <p>今後、外部有識者による意見を聴取し、本プログラムの全体戦略を検討していく。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】</p> <p>16機関中2機関については26年3月末で整備が完了したところ。現在整備中の拠点については、随時進捗状況を確認中。</p> <p>拠点整備後には、使用状況を把握するための調査を行い、委員会において有効性を見極め等を行う予定。</p>	

<p>②について、売上・営業利益・市場規模など定量的に整理すると同時に、本事業による効果の定義を含め検証を行う。</p>	<p>科学技術イノベーションは、人類の進歩への貢献、最先端の'知'の領域の開拓、経済成長への寄与、国民生活の利便性・生活水準の向上など様々な目的や役割を担うものであり、売上、営業利益、市場規模のみで定量化されるものではないが、これらの観点も含めることが可能な適切な効果指標についてさらに検討・整理を行う。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 従来は論文、特許、事業化件数、売上等を指標としていたところであるが、科学技術・学術審議会の地域科学技術イノベーション推進委員会において今年夏ごろまでにとりまとめが予定されている、地域科学技術イノベーション推進に関する審議と併せ、事業の効果についても検証する。特に、これまでの指標では効果の明確化ができていなかったものをできる限り明確化できるよう、効果の指標を再検討し、それに基づき事業の効果を明確化していく。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点整備事業】 施設を整備したことによる効果について、施設が完成する今年度末（予定）以降に効果の指標に基づき効果を明確化する。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 事業効果の指標については、委員会の意見を踏まえつつ、夏頃、最終的な取りまとめを行う予定。また、その指標に基づき事業の効果について検証する。</p> <p>【国際科学イノベーション拠点】 施設の整備が完了した後に、委員会において事業効果の指標に基づき調査等を行い、施設整備による効果を明確化する予定。</p>	
<p>③について、国の役割に限定した支援に特化し、地域の自立化を促進するとともに、中止・継続の判断を明確化する。</p>	<p>平成21年度の事業仕分けの結果に基づき行った、地域の主体性と国の役割等に関する整理を踏まえつつ、さらに事業の出口を明確化していく。</p>	<p>【地域イノベーション戦略支援プログラム】 地域の自立度合い、出口戦略については、科学技術・学術審議会の地域科学技術イノベーション推進委員会で決定する指標に基づき評価することとし、平成27年度以降に行われる最終評価に向け、その結果を対象地域に明示していく。</p>	<p>地域の自立度合い、出口戦略について、委員会で決定する事業効果の指標に基づき評価を行い、平成26年度中に、その結果を対象地域に明示する予定。</p>	

担当府省名	文部科学省			
テーマ等	ICT を活用した教育学習の振興に関する事業（学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業）			
指摘事項	<p>①学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、<u>事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にあることから、事業を絞り込んで行うべきではないか。</u></p> <p>②そもそも、<u>教育のICT化の全国展開に向け、教育効果や教師のICT活用指導力の向上、効果的な教材開発等に関する具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTにより教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、<u>普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、</u> ・<u>その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。</u> ・これらについて、<u>初等中等教育局も中心となって進めていくことを検討すべきではないか。</u> 			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>①学びのイノベーション事業、情報通信技術を活用した新たな学び推進事業については、少ない予算でより効果を上げるという発想に欠けており、事業の目的、ビジョンが明確とは言い難い。また、<u>事業の効果検証も十分とは言い難く、事業効果がほとんど上がっていない状況にあることから、事業を絞り込んで行うべきではないか。</u></p>	<p>学びのイノベーション事業における教育の効果などについて取りまとめるとともに、平成26年度事業はICTを活用した教育の推進にあたっての諸課題に対応する取り組みを中心とし、適切な事業規模に絞り込む。</p>	<p>平成25年度末までに、学識経験者や学校関係者等からなる「学びのイノベーション推進協議会」において、学びのイノベーション事業における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学力等の変容 ・指導方法の変容 ・教員の指導力の変容 <p>等、事業の実施効果等について十分な検証を行うとともに、それを広く教育委員会、学校関係者等に周知する。</p> <p>平成26年度においては、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するため、先導的な教育体制の構築に資する事業を通信環境や学校の規模の観点から、モデル性の高い箇所絞り込んで実施する。</p>	<p>○学びのイノベーション事業については、「学びのイノベーション推進協議会」委員からの効果検証方法に関する助言を反映しながら、児童生徒の学力や意識、教員の指導力の変容等について十分に検証するとともに、ICTを活用した指導の実践事例等を取りまとめ、「実証研究報告書」として、平成26年4月11日に公表。</p> <p>○上記報告書は、文部科学省ホームページに掲載し、報告書冊子については、都道府県・市町村教育委員会等の関係機関に送付する予定。</p> <p>○平成26年度の総務省との連携事業については、委託先を10地域から3地域に絞り込むこととし、現在、総務省と実施に向けて調整中。</p>	<p>【報道発表資料】 学びのイノベーション事業実証研究報告書の公表について http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/04/1346534.htm</p> <p>【報告書】 学びのイノベーション事業実証研究報告書 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/030/toushin/1346504.htm</p>

<p>②そもそも、教育のICT化の全国展開に向け、教育効果や教師のICT活用指導力の向上、効果的な教材開発等に関する具体的で実行可能な工程・期間が示されていない。</p> <p>・ICTにより教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、</p> <p>・その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。</p> <p>・これらについて、初等中等教育局も中心となって進めていくことを検討すべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえて、ただちに全国展開は行わず、まずは、ICTを活用した教育の推進にあたっての諸課題に対応するための必要な取り組みを行い、ICTを活用した授業革新に向けた具体的なビジョンを作成するとともに、教育振興基本計画に基づいた工程表を策定する。</p> <p>上記の取組については、初等中等教育局とも連携して実施する。</p>	<p>平成26年にICTを活用した授業革新に向けたビジョン及び教育振興基本計画に基づいた工程表を策定する。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな学びに対応した効果検証方法（成果指標）の開発 ・ICT活用による最適な指導方法の開発 ・効果的な教員のICT活用指導力向上方法の開発 <p>など、ICTを活用した教育の推進にあたっての諸課題に対応する実証研究を実施する。</p>	<p>○ビジョン及び工程表の策定については、学びのイノベーション事業の成果や、今後の教育の情報化の推進に向けて新しく設置した「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会（平成26年4月10日生涯学習政策局長決定）」の意見等を踏まえ検討を行う予定。</p> <p>○実証研究については、平成26年5月2日に委託先が決定し、現在、事業実施中。</p>	<p>【報道発表資料】</p> <p>ICTを活用した教育の推進に関する懇談会（第1回）の開催について</p> <p>http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/04/1346717.htm</p>
--	--	---	--	--

担当府省名	厚生労働省			
テーマ等	若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)			
指摘事項	<p>地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言い難い。今後、</p> <p>①各サポステの実績の把握・評価や</p> <p>②サポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。</p> <p>③本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とはいえず、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。</p> <p>④さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①各サポステの実績の把握・評価	登録者の初来所時等の状態及び就労状況について改めて実績の把握・評価を行い、事業の有効性について改めて検証する。	<ul style="list-style-type: none"> ・進路決定者の初来所時の状態がどのレベルであったか。 ・初来所時の状態が3～5の者に対して、サポステの支援事業が必要であったのかどうかの検証。 ・初来所時の状態が1、2の者がサポステ事業によりどの程度就労に結びついたかについて実績の把握及び支援事業の有効性の検証。 ・一人当たり就労させるコストについて、コストに見合う成果があるのかについての検証。 ・登録者の生活困窮レベルの調査。 <p>以上の実績の把握・評価を25年度を目的に行い、対象者の規模及び事業内容について見直しを実施し、26年度の事業への反映、改善を図る。26年度も引き続き実績の把握・評価を行い、サポステ事業の有効性について検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のPDCAサイクルを活用し、生活困窮者自立支援事業が始まる27年度予算編成に間に合うように、サポステ事業の有効性について方向性を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年10月～12月の間にサポステに登録した人を対象(約5,000人)に、平成26年2月時点での登録時の状態別(1～5)に進路決定状態の調査を実施。 ・上記の調査にあわせ、状態の分類(1～5)だけでは捉えることが出来なかった利用者の抱えていた課題を詳細に把握するため、「仕事に対する偏った考え方にこだわる」、「就職活動の失敗理由がわかっていない(考えられない、受け入れられない)」等、新たな項目についても調査を実施。 ・これらの調査により、各サポステごとに、初来所時の状態が同じ利用者でも、利用者の問題状況にバラツキがあることが判明したことから、26年度から、初来所時の状態に加え、新たな項目についても把握を行うよう見直しを行った。 ・各サポステごとの初来所時の問題状況のバラツキを調整し、整理した上で、外部の知見も活用しつつ、サポステ事業の有効性や一人あたりの就労させるコストの検証に着手済み。なお、これらの検証の結果、改善を図る点があれば速やかに事業に反映をさせることとする。 ・登録者の生活困窮レベルの把握のため、聞き取り調査を実施。 	

<p>②サポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握</p>	<p>サポステ事業が職業的自立に結びついていようかを検証するため、サポステの支援を受けて就職した者の就労状況の継続性等について把握を行い、事業の有効性について改めて検証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度中に、過去にサポステの支援を受けて就職した者の就労状況の継続性等について把握を行い、サポステ事業の有効性について検証を行う。 ・就職した者には非正規雇用の労働者もいることから、上記の検証をステップアップ事業に反映させるとともに、ステップアップ事業の実績の把握・評価を通じてサポステ事業の有効性について改めて検証を行う。 ・上記のPDCAサイクルを活用し、27年度予算編成に間に合うように、サポステ事業の有効性について方向性を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に進路決定した者、約1,000人を対象に、6ヶ月後の状況を調査中。 ・今後、上記の調査結果をステップアップ事業に反映させるとともに、ステップアップ事業の実態の把握・評価を行う。 	
<p>③事業は有効とはいえず、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要</p>	<p>生活困窮者自立支援事業が始まる27年度に向け、地方自治体や民間との役割分担や生活困窮者自支援事業等の類似事業との重複等について検討を行い、サポステ事業の有効性について検証を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施地域において、同モデル事業をサポステ実施団体と同一団体が同一地域で支援を行っている場合には、実施体制を見直し、効率化を行う。(平成25年度補正予算で反映予定) ・平成25年度中に行う平成26年度の実施団体選定において、生活困窮者自立促進支援モデル事業を併せて実施し、効率化を図っている場合は選定に反映する。 ・①、②の検証と並行して、(1)地方自治体や民間の独自の取組みについて実態の把握・評価、(2)生活困窮者自立支援の取組み等の他の類似事業との重複実態の把握(例:生活困窮者自立支援の対象者の範囲や支援内容の実態調査等)を行う。 ・上記の検討を通じて、地方自治体との役割分担について適切な見直しを行い、27年度予算編成に間に合うように、サポステ事業の有効性について方向性を得る。 ・あわせて、日本再興戦略や再チャレンジ懇談会で必要とされたニート等の若者の就労支援の今後のあり方について、若者を取り巻く環境やニートの状況に留意しつつ、検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援モデル事業を行っている地域については、生活困窮者であるニートを対象外とすることにより、重複を排除し、実施体制を見直した。(平成25年度補正予算で反映済み) ・補正予算の執行段階においても、地方単独事業として類似事業が行われている地域では、地方単独事業との重複部分の執行は行わないこととした。 ・27年度予算編成においても、上記の見直しを着実に反映させるとともに、27年度から生活困窮者自立支援の取組みが全国で始まること等を踏まえ、実施体制の更なる効率化を図り、サポステ事業のあり方の検討を行う。 	
<p>④学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要</p>	<p>学校連携推進事業については、連携の推進状況を踏まえ、見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携が一定程度進んできたことから、支援体制の見直しを行い、各1名の体制に絞ることにより、事業規模を縮小する。(平成25年度補正予算で反映予定) ・上記の①、②、③の検証状況を勘案しつつ、27年度予算編成に間に合うように、連携の推進状況を踏まえ例えば終期の設定を行う等の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校連携推進事業については、学校との役割分担との観点から在学学生を対象外とし、中退者のみを対象とすることにより、事業規模を縮小した。(平成25年度補正予算で反映済み) ・学校連携推進事業について、27年度予算編成に間に合うように引き続き検討し、見直しを行う。 	

担当府省名	厚生労働省			
テーマ等	安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業（医療サービスの機能の充実と重点化・効率化）			
指摘事項	<p>PDCAには納税者の視点が不可欠だが、医療費の仕組み、現状や公定価格である診療報酬の改定プロセスが国民に十分に伝えられているとは言い難い。</p> <p>①医療費効率化に向けた各般の取組をレビューシートに明示しフォローアップ等を実施して国民に対し明らかにするほか、</p> <p>②医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できる枠組みを構築するべきではないか。</p> <p>医療費の効率化施策や診療報酬改定において、PDCAサイクルが適切に活用されているとは言い難いことから、</p> <p>③診療報酬改定で本体と薬価をそれぞれ独立して決定できるよう意思決定過程を改めるとともに</p> <p>④薬価の下落分を診療報酬本体の引き上げ原資とすることは合理性を欠くことからやめるべきではないか。</p> <p>⑤また、レセプトの悉皆的分析を実施し診療報酬改定や医療効率化に反映すべきではないか。</p> <p>⑥さらに、医療の改善のための対応として診療報酬の改定という手段が有効でない場合も考えられることから、他の選択肢も含めて十分に吟味した上で有効な措置を選択すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①医療費効率化に向けた各般の取組をレビューシートに明示しフォローアップ等を実施して国民に対し明らかにする	医療費適正化計画について、適切なPDCAサイクルを踏まえた計画の策定や評価の在り方などを含め、今後の在り方をレビューシートに記載する。	次期（平成26年度）レビューシートに記載する。	医療費適正化計画の在り方について、適切なPDCAサイクルを踏まえた計画の策定や評価の在り方、計画の実効性を担保する措置などを含め、次期医療保険制度改正に向け検討を行う旨、平成26年4月22日の経済財政諮問会議にて厚生労働大臣から説明を実施。なお、平成26年度レビューシートの記載方法については検討中。	
②医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できる枠組みを構築するべき	地方公聴会、パブコメの充実等を検討	医療費負担者である国民の声をこれまで以上に反映できるよう、次期診療報酬改定に向けて、地方公聴会、パブコメの充実等について検討	平成26年度診療報酬改定に関する地方公聴会やパブコメについて、厚生労働省ホームページにおける周知に加えて、新たに開催地の厚生局を通じた参加の呼びかけ、各厚生局ホームページにおける意見募集を行った。	
③診療報酬改定で本体と薬価をそれぞれ独立して決定できるよう意思決定過程を改める	平成26年度診療報酬改定の改定率については、診療報酬本体と薬価等が、それぞれ、+0.73%（+0.63%）、▲0.63%（+0.73%）とされた。			（参考）平成26年度診療報酬改定について ※厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000033791.pdf
④薬価の下落分を診療報酬本体の引き上げ原資とすることは合理性を欠くことからやめるべき	※（ ）内は、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れに係るコスト増への対応分			

<p>⑤レセプトの悉皆的分析を実施し診療報酬改定や医療効率化に反映すべき</p>	<p>診療報酬改定の審議の参考資料としてレセプト・DPCデータ分析を活用</p>	<p>レセプト・DPCデータを分析して、今後の中医協における診療報酬改定の審議の参考資料として活用できるようにしていきたい。</p>	<p>DPCデータ等の活用により医療機関の機能分化や連携の実績に基づく評価を更に進め、適切な診療報酬の設定に取り組む旨、平成26年4月22日の経済財政諮問会議にて厚生労働大臣から説明を実施。 次期診療報酬改定に向けて、レセプト・DPCデータを分析し、中医協における審議の参考資料として活用できるよう検討中。</p>	
<p>⑥医療の改善のための対応として診療報酬の改定という手段が有効でない場合も考えられることから、他の選択肢も含めて十分に吟味した上で有効な措置を選択すべき</p>	<p>政策手段を適切に組み合わせて実施</p>	<p>診療報酬、補助金、規制、税制等の政策手段を適切に組み合わせて実施するようにしていきたい。</p>	<p>平成26年度診療報酬改定においては、診療報酬だけではなく、医療法等の改正による制度面での対応に併せて、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設することとした。</p>	

担当府省名	厚生労働省			
テーマ等	安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業（後発医薬品の使用促進等）			
指摘事項	<p>①後発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべきではないか。</p> <p>②この場合、先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある。</p> <p>③こうした観点から、後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべきではないか。</p> <p>④市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①発医薬品の使用促進のロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しを行い、先発品の薬価引下げ等を進めるべき	<p>ロードマップにおける目標値の引き上げや達成時期の前倒しについては、目標の達成状況や後発医薬品メーカーの供給能力についてモニタリングを行い、その結果や諸外国の動向を踏まえ検討を行う。</p> <p>一定期間を経て適切に後発品に置き換わらない場合の先発品の薬価の引き下げルールの導入について中医協において検討中。</p>	<p>平成26年度予算案で計上された「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引き上げや達成時期の前倒しについても判断していく。</p> <p>平成26年度薬価改定に向けて中医協において検討中。</p>	<p>左記の「ロードマップ検証検討事業」について、現在、事業実施の準備手続を進めており、夏頃から調査を開始する予定。</p> <p>後発品が薬価収載された後、5年を経過した後の最初の薬価改定以降において、後発品置換え率が60%に満たない先発品について、置きかえ率に応じて薬価を2～1.5%引き下げるルールについて診療報酬改定を行い、平成26年4月から実施している。</p>	<p>（参考）平成26年度診療報酬改定説明会資料（49頁目） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000038891.pdf</p>
②先発薬と後発薬の競争を促しつつ、双方の薬価を下げるとともに、価格差を縮小させることを通じ、医療費の国民負担を下げることを最重要課題として取り組む必要がある	<p>後発品の薬価のあり方、一定期間を経て適切に後発品に置き換わらない場合の先発品の薬価の引き下げルールの導入について中医協において検討中。</p>	<p>後発品が薬価収載された後、5年を経過した後の最初の薬価改定以降において、後発品置換え率が60%に満たない先発品について、置きかえ率に応じて薬価を2～1.5%引き下げるルールを設ける方向で、中医協にて了承されたところ。</p> <p>また、初めて収載される後発品の薬価については、先発品の7割（10品目を超える内用剤は6割）とする現行ルールを見直し、先発品の6割（10品目を超える内用剤は5割）とする方向で、中医協にて了承されたところ。</p>	<p>上記と同様。</p> <p>初めて収載される後発品の薬価については、先発品の7割（10品目を超える内用剤は6割）とする現行ルールを見直し、先発品の6割（10品目を超える内用剤は5割）とする方向で、診療報酬改定を行い、平成26年4月から実施している。</p>	<p>（参考）平成26年度診療報酬改定説明会資料（38頁目） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000038891.pdf</p>
③後発品の数量シェアの引上げ目標を設定すべき	<p>後発品の数量シェアの引上げ目標についても、目標の達成状況や後発医薬品メーカーの供給能力についてモニタリングを行い、その結果や諸外国の動向を踏まえ検討を行う。</p>	<p>平成26年度予算案で計上された「ロードマップ検証検討事業」において、後発医薬品メーカーや都道府県におけるロードマップの達成状況について調査等を行うとともに、国内や諸外国の後発医薬品のシェアや後発医薬品メーカーの供給能力を把握する。その結果に基づいて目標の引上げについても判断していく。</p>	<p>左記の「ロードマップ検証検討事業」について、現在、事業実施の準備手続を進めており、夏頃から調査を開始する予定。</p>	
④市販品と同一の有効成分の医療用医薬品に係る負担については、公的医療保険の対象外とする等により患者負担とする取組を進めていくべき	<p>いわゆる市販品類似薬に係る負担については、患者の自己負担の増加など各種の問題が指摘されているところであり、引き続き検討。</p>	<p>「うがい薬のみの処方保険適用除外」について、中医協において具体的な方法について検討中。</p>	<p>治療目的でなく、うがい薬のみが処方される場合については、当該うがい薬に係る処方料等を算定しないことについて診療報酬改定を行い、平成26年4月から実施している。</p>	<p>（参考）平成26年度診療報酬改定説明会資料（67頁目） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000039619.pdf</p>

担当府省名	農林水産省			
テーマ	新規就農支援に関する事業			
指摘事項	<p>本事業は、参入のインセンティブになっているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定基準を「自立経営を実現した新規就農者数」に見直す、 ・対象者について新規参入者、農業法人の雇用補助に重点化、 ・所得に応じた補助金額の変動化、 ・事業の5年後の終了の明確化 <p>などを行うべきではないか。</p> <p>また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集約化の観点から増加目標を精査、 ・法人参入が促進される環境の整備、 ・販路確保などの地域サポートの充実 <p>などをおこなうべきではないか。</p> <p>本事業は、これが整うまでの5年程度の暫定措置とすべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考

<p>①本事業は、参入のインセンティブになっているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果測定基準を「自立経営を実現した新規就農者数」に見直す、 ・対象者について新規参入者、農業法人の雇用補助に重点化、 ・所得に応じた補助金額の変動化、 ・事業の5年後の終了の明確化 <p>などを行うべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の効果測定基準を「認定就農者数」とする ・経営開始型の新規給付対象者数を縮減し、農の雇用事業で対応するとともに、給付対象者を認定就農者等に重点化する ・所得に応じた補助金額の変動化について、具体的な制度設計を検討し、27年度から適用する ・事業の5年後の終了の明確化について、5年間終了後、効果を検証することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度補正予算から、経営開始型の給付対象者を、新規参入者及び新規参入者と同等の経営リスクを負う経営継承者（新しい認定就農者制度の市町村での開始後（26年度中）は認定就農者であることが要件）とする。 ・27年度概算要求に向け、受給者の所得状況について実態調査を行いながら制度設計を検討する。 ・毎年度、施策の効果を検証しつつ、5年後（24～28年度の5年間終了後）に、より効果的な新規就農施策について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営開始型の給付対象者について、 <p>①25年度補正予算において、平成26年2月6日付けで実施要綱を改正し、新規参入者及び新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負う経営継承者とし、</p> <p>②26年度予算において、平成26年4月1日付けで実施要綱を改正し、昨年の臨時国会で成立した改正農業経営基盤強化促進法による新しい認定制度の市町村での開始後は認定新規就農者としたところ。</p> <p>・27年度概算要求に向け、給付対象者へのアンケート調査等を行いつつ、制度設計について検討しているところであり、また、毎年度、新規就農者調査等を活用しつつ、新規就農者の増加や定着状況等を検証する。</p>	<p>http://www.maff.go.jp/j/newfarmer/pdf/zeintai_syosai.pdf</p>
<p>②また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集約化の観点から増加目標を精査、 ・法人参入が促進される環境の整備、 ・販路確保などの地域サポートの充実などをおこなうべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、農業の競争力強化を高める各種施策と一体的に新規就農施策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略（25年6月）、農林水産業・地域の活力創造プラン（25年12月）に沿って実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本再興戦略、農林水産業・地域の活力創造プランに沿って、輸出促進、地産地消、6次産業化、農業構造の改革と生産コストの削減等に係る施策を新規就農施策とともに実施しているところである。 	
<p>③本事業は、これが整うまでの5年程度の暫定措置とすべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、5年間終了後に、より効果的な新規就農施策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年後（24～28年度の5年間終了後）に、より効果的な新規就農施策について検討する。 		

担当府省名	農林水産省			
テーマ	農地の利用集積の促進に関する事業			
指摘事項	<p>○ 「農地集積協力金」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期限を切って集中的に実施する、 ・借り手が確定した時点で協力金を交付する、 ・民・民の相対取引に貸しはがし等の影響を与えることのないような形で実施する、 <p>などの条件付きで存続させるべきではないか。</p> <p>○ 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。</p> <p>○ 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が一定のガイドラインを策定し示す、 ・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、 ・都道府県知事へのインセンティブの付与、 <p>などの対応が必要ではないか。</p> <p>○ 機構が行う基盤整備については、意見が分かれ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の受け手の受益者負担のほか、都道府県にも負担を求めるべき、 ・不要な賃貸料、地価の上昇を招くことがないよう、慎重な検討を行うべき、 ・基盤整備は借り手が基本的に行うべき、 <p>などの意見があった。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①○ 「農地集積協力金」については、	機構集積協力金について、事業期間を5年間で区切って実施するとともに、レビューの指摘を受けた出し手に対する協力金については、借入れた農地が	25年度補正予算から、事業実施要綱に検討内容を記載していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱に平成30年までの交付単価を明記して事業を実施している。 ・25年度補正予算から、出し手に対する協力金については、事業実施要綱に借入れた農地が受け手に貸し付けられた時点で交付する旨の定めを設けて実施している。 ・機構による貸借は、法律上、地域の農業の健全な発展を旨として行うことと 	http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/kiko_u_yosan.pdf

<p>を与えることのないような形で実施する、などの条件付きで存続させるべきではないか。</p>	<p>受け手に貸し付けられた時点で交付することとし、これにより、集約されない農地に対しては交付金が支払われない仕組みとする。</p>		<p>され、貸しはがし等が起こらないよう貸付先決定ルールの例などを示して機構の事業について指導している。</p>	
<p>②〇 「規模拡大交付金」については、集約化による付加価値や交渉コストの削減などにより、受け手は受益することから、制度を存続する必要はないのではないか。</p>	<p>規模拡大交付金は廃止する。</p>		<p>・規模拡大交付金については、廃止した。</p>	
<p>③〇 「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にするための措置を講じるべき」との規制改革会議の意見については、現在の農水省の対応案は不十分であり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が一定のガイドラインを策定し示す、 ・農地の借受と貸出を含めた中期的な事業計画の策定、 ・都道府県知事へのインセンティブの付与、などの対応が必要ではないか。 	<p>ガイドラインの策定等の指摘内容については、12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律等が成立したところであり、運用の中で対応していく。</p> <p>また、機構の事業費に対する補助を7割とする一方で、農地の貸付率に応じて国費を加算し、都道府県知事へのインセンティブを付与する。</p>	<p>平成25年度中に農地中間管理事業の推進に関する法律施行（関係政省令、ガイドライン等施行）予定</p> <p>年度内 農地中間管理機構の設立手続開始</p> <p>平成26年度の早い時期 機構の設立完了・事業開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機構への農地の滞留防止のために法律上機構が借り受けた農地については、一定期間受け手を探して見つからない場合には解除できる仕組みとされているが、この一定期間については、国として2～3年を基準に各県でルールを決めるよう指導している。 ・機構の事業については、各県において10年後の利用集積目標について基本方針を作成している。 ・予算において、滞留防止策として、機構の事業費への補助率を7割とする一方で、農地の貸付率に応じて国費を加算する制度を創設し、都道府県知事へのインセンティブを付与したところ。 	<p>http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/gaiyou.pdf</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/keiei/kouku/yosan.pdf</p>

担当府省名	経済産業省			
テーマ	広報に関する事業（総合エネルギー広聴・広報・教育事業）			
指摘事項	<p>どのような国民に何を知ってほしいか不明確であり、目的・ビジョンが明確とは言い難い。また、適切な成果指標が設定されているとは言い難い。①エネルギー政策に関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべきではないか。</p> <p>②広報主体の役割分担も含め、費用対効果の高い広報手段（内容・方法）が採られているとは言い難く、学校でのカリキュラム化などで対応すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①エネルギー政策に関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべきではないか。	指摘を踏まえ、事業目的を再設定するとともに事業計画を再検討し、新たな事業計画に沿った成果指標を設定する。	<p>エネルギー政策に関する認知や理解の向上、行動変化の惹起を図るという観点から従来の事業計画の精査・再構成を行った。</p> <p>成果指標については、エネルギー政策に関する認知、理解の向上や、それに応じた行動の変化という事業目的の達成度合いを計測するため、有用度、理解度や満足度、行動変化の有無といった点を調査し、指標とする。</p>	事業計画の精査・再構成について、26年度予算において対応済みであり、成果指標の在り方について、現在、外部委託調査を公告済み。	
②広報主体の役割分担も含め、費用対効果の高い広報手段（内容・方法）が採られているとは言い難く、学校でのカリキュラム化などで対応すべきではないか。	指摘を踏まえ、費用対効果の高い手段による広報を実現すべく、事業計画を再検討する。	指摘を踏まえ、情報を発信するプラットフォームの再構築として今年度中を目途にホームページの見直しを行い、費用対効果の高い手法での情報発信の強化に取り組むこととする。また、事業実施に当たっては、文部科学省等関係府省と協議し、連携を図りながら実施することとする。	対応済み	

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業）（石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業費補助金）			
指摘事項	<p>①「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、PDCAサイクルが十分機能しているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先も含めた競争入札の導入 ・第三者の専門家を入れた国によるコスト検証の仕組みの導入 <p>などによるコスト削減を図るべきではないか。</p> <p>②また、本事業は、特定事業者のみに補助する形になっており、事業規模の縮減、補助率の見直しなどを検討すべきではないか。</p> <p>③さらに、国からの多大な補助がある以上公共財的性格が高いものであることから、研究成果が幅広く共有されるような仕組みを導入するべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>①「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、PDCAサイクルが十分機能しているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先も含めた競争入札の導入 ・第三者の専門家を入れた国によるコスト検証の仕組みの導入 <p>などによるコスト削減を図るべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、PDCAサイクルを十分に機能させ、コスト削減に取り組む。</p>	<p>平成26年度以降の取り組みとして、指摘事項を踏まえた対応を行う。</p> <p>具体的には、更なるPDCAサイクルの徹底の新たな方策として、今後、補助事業者が新規に発注を行う部分については、競争入札の徹底を指示する。また、毎年の補助金の交付決定においては、国として、第三者によるコスト検証を実施する。</p>	<p>（競争入札の徹底について）</p> <p>行政事業レビューにてご指摘頂いた結果を踏まえ、平成26年度に補助事業者が新規に発注を行う部分について、競争入札の徹底を指示した。その結果、4月末時点で既に7件の競争入札が実施されており、今後も引き続き、競争入札を徹底していく。</p> <p>（第三者によるコスト検証の実施について）</p> <p>行政事業レビューにてご指摘頂いた結果を踏まえ、第三者によるコスト検証委員会を新たに立ち上げ、本年2月25日に委員会を開催しコスト検証を行った。その結果、平成26年度事業内容等について妥当（十分）と判断されたが、技術面から不断の見直しを行うべきとの観点から、事業者が実施する技術検討委員会の実施回数を見直すべきとの指摘があったところ、委員会の実施回数を増やす等の対応を行い、より着実に不断の見直しを行うこととした。</p> <p>今後も引き続きPDCAサイクルを十分機能させるため、毎年度、交付決定までにコスト検証委員会を開催し、コスト削減の取り組みを検証するとともに、効率的、効果的な事業の実施に取り組む。</p>	<p>http://www.osaki-coolgen.jp/release/</p>

<p>②また、本事業は、特定事業者のみに補助する形になっており、事業規模の縮減、補助率の見直しなどを検討すべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、PDCAの取り組みの徹底及び今後実施する部分の予算額の精査を行い、事業規模の縮減を検討する。</p>	<p>平成26年度以降の取り組みとして、指摘事項を踏まえた対応を行う。</p> <p>具体的には、上記の第三者によるコスト検証の結果を踏まえ、事業の効率的な執行、事業規模の縮減を図る。</p>	<p>26年度予算において対応済み</p>	
<p>③さらに、国からの多大な補助がある以上公共財的性格が高いものであることから、研究成果が幅広く共有されるような仕組みを導入すべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、研究成果が幅広く共有されるよう、検討する。</p>	<p>事業終了以降の取り組みとして、指摘事項を踏まえた対応を行う。</p> <p>具体的には、技術的な知財については、当該技術の商業利用を希望する他企業からの要望に応じて、(適正な対価は徴収するものの)知財の実施許諾や技術提携の形態を含めて横展開を図っていく。また、プラント運用等に関する知財については、事業終了以降、我が国の他の電力事業者等に対して知財を積極的に共有、展開をはかることによって、成果を共有していく。</p>	<p>(知財の実施許諾や技術提携の形態を含めた横展開について)</p> <p>行政事業レビューにてご指摘頂いた結果を踏まえ、今後発生する知財の取り扱いについて、補助事業者との検討を開始した。なお、現時点では知財等が発生していないため、実施許諾や技術提携による横展開は行われていないが、今後発生する見込みの知財については、他企業等からの要望に応じて、横展開を図っていく。</p>	

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業）（風力発電のための送電網整備実証事業）			
指摘事項	<p>④「風力発電のための送電網整備実証事業」については、ほぼ実用化のレベルと同じ規模の事業であり、横展開の可能性も低いと考えられることから、国が行うべき実証事業の範囲を超えた民間ビジネス支援となっていると考えられる。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模の縮減、 ・補助率の見直し、 ・補助対象の限定 <p>などを行うべきではないか。</p> <p>⑤また、本事業は、PDCAが十分機能しているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採択事業について事業に先立ち実現可能性調査を実施するとともに、 ・既採択事業についても事業の本格化までに事業計画の精査を行うべきではないか。 			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
④事業規模の縮減、補助率の見直し、補助対象の限定などを行うべき	<p>指摘を踏まえ、北海道地域における送電網整備実証事業の補助対象の見直し及び事業規模の縮減を行うこととする。</p> <p>また、事業全体の総予算額についても今年度中に行う実現可能性調査（※下記⑤参照）を踏まえて、再度精査することとする。</p>	<p>北海道地域における送電網整備実証事業については、事業内容の一部を再来年度以降に計上することとし、26年度の事業規模を縮小することとする。</p> <p>事業全体でみた総予算額についても、実現可能性調査を踏まえて、再度精査することとする。</p> <p>補助率については、本事業を実施するためのぎりぎりの採算ラインから必要最低限の補助率として算出しているため、現在の補助率のままとする。</p>	<p>指摘を踏まえ、北海道地域においては、実現可能性調査を実施し、当該地域における風力発電のポテンシャル、送電網の基本ルート及び規模、各事業の総額とスケジュール等について検討を進めているところ。今年度6月を目途に当該調査による結果を第三者委員会にて審議し、再度精査する予定。</p>	
⑤新規採択事業について事業に先立ち実現可能性調査を実施するとともに、既採択事業についても事業の本格化までに事業計画の精査を行うべき	<p>指摘を踏まえ、来年度から計画している東北地域における送電網整備実証事業については、事業者の新規採択に至る前に実現可能性調査を行うこととする。</p>	<p>来年度から計画している東北地方における送電網整備実証事業については、事業者の新規採択に至る前に、今年度予算を活用して、実現可能性調査を行う。</p> <p>今年度、既に採択した事業者については、現在、実現可能性調査を実施しているところであり、事業の本格化までに事業計画の精査が行われることとなっている。</p>	<p>指摘を踏まえ、東北地域においては、昨年12月から実現可能性調査を前倒し実施したところ、青森県及び秋田県における風力発電のポテンシャル、送電網の基本ルートについて複数のオプションを検討した。事業の新規採択に当たっては、当該調査の結果を踏まえ、第三者委員会にて審議し事業の効率化を図ることとしたい。</p> <p>なお、北海道地域においては、④の実現可能性調査の結果を受け、今年度6月を目途に第三者委員会を開催し、その内容について審議を行う予定。</p>	

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業）（次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業）			
指摘事項	⑥「次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業」については、ビジネスモデルの実証は民間企業が行うべきことであり、何を実証すべきかも特定できていないことから、 <u>このままの形では事業化することは適切ではないのではないか。</u>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
⑥このままの形で事業化することは適切ではないのかとの指摘を踏まえ、事業計画を再検討する。	指摘を踏まえ、民間に委ねるべきは委ね、政策目的の実現の為に真に国が果たすべき取組を明確化した上で、事業計画を一から再検討する。	官民の役割を再検証し、ビジネスモデルの実証は民間に委ねることとした。 その上で、事業の対象を、HEMSデータの利活用に必要な基盤整備等、真に国が支援すべきものに限定した。	26年度予算において対応済み	

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	基金に関する事業(省エネルギー設備導入促進基金(国内排出削減量認証制度活性化事業、温室効果ガス排出削減量連動型中小企業グリーン投資促進事業))			
指摘事項	省エネルギー設備導入促進基金については、基金の保有割合が極めて高く、客観的な根拠を用いた保有割合の算定等実施していれば、使用見込みのない金額を早期に国庫返納することが可能であったのではないか。 ①基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているとは言い難い。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①基金基準の趣旨に沿った合理的な保有割合の算定方法・積算根拠に基づいた見直しが行われているとは言い難い。	使用見込みのない金額については、既に国庫返納したところ。	国庫返納に当たっては、国内クレジット認証委員会における補助対象クレジット量の認証プロセス等に所要の期間を要することから、平成22年度補正事業については、平成24年3月の認証委員会により交付金額が確定したため、平成24年8月に13億86百万円を国庫に返納済。 また、平成23年度事業については、平成25年3月の認証委員会で、平成24年度事業については、平成25年7月の認証委員会で、交付金額が確定したため、平成23年度事業・平成24年度事業ともに、平成25年11月13日に返納に係る報告書を一般社団法人低炭素投資促進機構(基金設置団体)より接受。11月26日に平成23年度事業6億97百万円・平成24年度事業14億90百万円の合計21億87百万円を国庫に返納済。	対応済み	

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	基金に関する事業（住宅用太陽光発電導入支援対策基金（再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業））			
指摘事項	住宅用太陽光発電導入支援対策基金については、事業の見通しが甘く、また業務の適切性が十分に確保されていたとは言い難いのではないか。 ①基金設置法人の不断の業務点検、基金監督官庁による定期検査等の実施を強化するとともに、 ②固定費の削減により効率的な管理費計上をすべきではないか。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①基金設置法人の不断の業務点検、基金監督官庁による定期検査等の実施を強化	指摘を踏まえ、法人において更なる不断の業務点検を行うとともに、当省と法人との定期的な連絡会（月1回）を開催することによって、業務の適切性を向上させるよう努めることとする	昨年12月より、当省による執行状況を確認する会議を定期的（月1回）に実施し、執行状況や今後の見通し等について当省が確認・指示、指示事項への対応状況のフォローを行う機会を設けることとする。（12月5日に第一回定期連絡会を開催し、次回公募に関する事業計画・執行状況を確認し、指示を行った。）	対応済み	
②固定費の削減により効率的な管理費計上をすべき	指摘を踏まえ、法人に対して、管理費の支出見込みの再精査を通じ、管理費の削減を行うよう検討指示を行い、効率的な管理費の計上となる対応を行うこととする。	法人に対しては、不要な管理費の削減を行うよう支出見込みの再精査の指示を行っており、その報告を受け、昨年、管理費の見直しを行った。	対応済み	

担当府省名	国土交通省			
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（先導的都市環境形成促進事業、超小型モビリティの導入促進）			
指摘事項	<p>（先導的都市環境形成促進事業）</p> <p>①先導的都市環境形成促進事業については、<u>社会実験とモデル事業との関係や事業の目的が明確とは言い難く、普及可能性にも疑問がある。先進性・先導性が欠如し、類似事業との重複も見られ、事業の成果の評価および検証がきちんとなされているとは言い難い。事業の内容を踏まえれば、国ではなく地方自治体が行うべきなのではないか。</u></p> <p>（超小型モビリティの導入促進）</p> <p>②超小型モビリティの導入促進事業については、<u>事業の目的が明確とは言い難い。先導性が欠如しているほか、市場をゆがめる民間支援となっているのではないか。モデル事業としては、規模が過大であり規模を縮減するべきではないか。</u></p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>①先導的都市環境形成促進事業については、<u>社会実験とモデル事業との関係や事業の目的が明確とは言い難く、普及可能性にも疑問がある。先進性・先導性が欠如し、類似事業との重複も見られ、事業の成果の評価および検証がきちんとなされているとは言い難い。事業の内容を踏まえれば、国ではなく地方自治体が行うべきなのではないか。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、先導的都市環境形成促進事業について、事業目的の明確化を行うとともに、普及可能性や先進性・先導性等から事業の一部廃止等の整理・調整を行い、事業の評価・検証方法について見直しを行うこととする。</p>	<p>「社会実験とモデル事業との関係」については、前者のうち一定のCO2削減効果発現を期待できるものをモデル事業として整理したが、これに照らして十分に合理的な説明が困難である「みどり事業」については廃止する。</p> <p>「事業の目的」については、CO2削減に資するエネルギー面的利用を推進するため、その阻害要因を軽減するための事業類型を発掘し、全国に普及させること、と整理する。</p> <p>「普及可能性・先進性・先導性」については、モデル事業のうち現時点での普及可能性に照らして「交通事業」を廃止するとともに、普及可能性については適切な工法の選択により実現可能性が確保されているか等の観点、先進性・先導性については新規性・コスト削減面等の優位性等の観点を明確にした上で、事業の採択を精査する。この際、第三者評価委員会による評価も適切に活用する。</p> <p>「類似事業との重複」については、支援対象を、都市計画及び都市開発に親和性の高い都市再生緊急整備地域及びエコまち計画区域において実施される複数街区にまたがるエネルギー面的利用に関する事業に限ることで、関係省庁の類似事業との重複を排除することとする。</p> <p>「事業の成果の評価及び検証」については、新たなアウトカム指標として</p>	<p>① 平成26年4月1日に、先導的都市環境形成促進事業制度要綱および先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱を改正し、モデル事業について、交通・みどり分野を廃止した。</p> <p>② 平成26年4月1日に、先導的都市環境形成促進事業制度要綱を改正し、「モデル事業の先進性・先導性、および他地区・都市への普及可能性が確認されること」を、モデル事業認定の要件として明記した。第三者評価委員会による評価を活用しつつ、本年夏頃までに事業の認定を行う。</p> <p>③ 既にモデル事業認定した地区におけるCO2削減量の見込値から、今後の本事業におけるCO2削減量を推計し、第1四半期中に新たなアウトカム指標として設定する方向で検討中である。</p>	

		<p>C02 削減量を設定し、この指標をもとにアンケート等を活用しつつ、C02 削減量の達成度合と手法の妥当性について、定期的に検証を実施する。</p> <p>「国ではなく地方自治体が行うべきではないか」との指摘については、本事業の目的は都市における先導的な環境対策のモデル支援を行うことにより、その成果を他の地域へと普及促進していくことであるところ、モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体ではリスクの大きさ故に支援しづらい取組については、引き続き国が実施すべき役割であると考えている。</p> <p>以上を踏まえて、下記について実施することとする（②③については、来年度の対象事業の選定時まで、担当部局（都市局市街地整備課）において実施する）。</p> <p>①モデル事業について、交通・みどり分野を廃止</p> <p>②モデル事業のエネルギー分野について、普及可能性・先進性・先導性の観点から絞り込みを実施</p> <p>③新たなアウトカムとして、「エネルギーの面的利用の普及による C02 の削減量」を指標化</p>		
<p>②超小型モビリティの導入促進事業については、<u>事業の目的が明確とは言い難い。先導性が欠如しているほか、市場をゆがめる民間支援となっているのではないか。モデル事業としては、規模が過大であり規模を縮減するべきではないか。</u></p>	<p>指摘を踏まえ、対象事業の選定の考え方について見直しを行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業目的を明確化。 ●事業選定において、公共性・先導性の高い地方公共団体に関わる事業を優先するとともに、民間事業者への支援は原則として行わない。 ●事業規模の縮減の観点から、1事業当たりの導入補助台数に上限を設ける。以上の見直しへの対応を来年度の対象事業の選定時まで、担当部局（自動車局環境政策課）において実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業目的について見直しを行い、交付要綱を改正し、事業目的を明確化した。 ●事業選定について見直しを行い、交付要綱を改正し地方公共団体に関わる事業を優先するとともに、民間事業者への支援は原則として行わないこととし、例外的に、民間事業者は地方公共団体と協議会を構成する場合に限って支援を受けることができることとした。 ●事業規模について見直しを行い、事業の運用方針を改正し、1事業あたりの補助台数に上限を設けることとした。 	<p>超小型モビリティ導入促進事業 交付要綱等</p> <p>http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html</p>

担当府省名	国土交通省			
テーマ等	総合的な国土形成の推進に関する事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）			
指摘事項	<p>①今後の社会資本の老朽化の見通しを踏まえれば、資源の配分を老朽化対策に重点化すべきではないか。</p> <p>②その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後に反映していくべきではないか。</p> <p>③また、長寿化計画の策定や老朽化対策・維持管理費用の将来推計に基づく維持管理マネジメントを実施している地方公共団体に対しては、配分を優先するべきではないか。</p> <p>④また、モデル都市等においてベストプラクティスを抽出し全国に広める等の取組を進め、</p> <p>⑤一方で取組が遅れている地方公共団体に対しては、総務省などの関係省庁とも連携しつつ、例えば、ペナルティを与えることも含めてインセンティブを付与すること等を通じ一層のメリハリをつけるべきではないか。</p> <p>⑥交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底すべきではないか。</p> <p>⑦地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①今後の社会資本の老朽化の見通しを踏まえれば、資源の配分を老朽化対策に重点化すべきではないか。	「秋のレビュー」における指摘やインフラの老朽化の進行を踏まえ、老朽化対策への重点化を図る。	平成26年度予算案では、社会資本整備総合交付金については抑制する一方、防災・安全交付金に重点化している。今後、平成26年度予算の配分に向けて検討を進める。 なお、25年度補正予算案においても、行政事業レビューの指摘を踏まえ、防災・安全交付金に一層重点化している。	平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、地方公共団体の社会資本整備を支援する交付金を防災・安全交付金に重点化した。その上で、長寿化計画に基づくなど、計画的な維持管理・更新を行う整備計画等、老朽化対策、耐震化等の取組に重点配分した。	
②その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後に反映していくべきではないか。	「秋のレビュー」における指摘を踏まえ、交付金の老朽化対策への投入状況について把握・検証を行う。	平成25年度末までに、交付金の老朽化対策への投入状況について把握・検証を行う方法を検討する。	平成25年度中に、地方公共団体に過度の負担を与えずに把握・検証を行う前提となる、事業分野ごとの執行実績を集計するシステムを整備した。このシステムを改修して活用するなど、平成26年度事業について、老朽化対策に該当する事業の執行実績が集計可能となるよう取組を進める。	

<p>③また、長寿命化計画の策定や老朽化対策・維持管理費用の将来推計に基づく維持管理マネジメントを実施している地方公共団体に対しては、配分を優先するべきではないか。</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画の考え方に沿って策定された社会資本総合整備計画を、重点配分の対象とする方向で検討するなど、「秋のレビュー」における指摘を踏まえて対応する。</p>	<p>防災・安全交付金について、長寿命化計画に基づく社会資本総合整備計画への重点配分を一層強化するなど、平成26年度予算の配分に向けて検討を進める。</p>	<p>平成25年度補正予算及び平成26年度予算について、地方公共団体の社会資本整備を支援する交付金を防災・安全交付金に重点化した。その上で、長寿命化計画に基づくなど、計画的な維持管理・更新を行う整備計画等、老朽化対策、耐震化等の取組に重点配分した。</p>	
<p>④また、モデル都市等においてベストプラクティスを抽出し全国に広める等の取組を進め、</p>	<p>老朽化対策を含め、交付金を活用した各地方公共団体の取組事例について、共有を図ることとする。</p>	<p>老朽化対策を含め、交付金を活用した各地方公共団体の取組事例について、共有を図ることとする。</p>	<p>地方公共団体の取組の参考となるよう、防災・安全交付金を活用した整備計画の好事例や想定される主な事業の例を国土交通省HPで公表しており、引き続き、地方公共団体の取組事例の充実を図る。</p>	<p>○防災・安全交付金を活用した整備計画の事例 ○防災・安全交付金において想定される主な事業の例（国土交通省HP） http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>
<p>⑤一方で取組が遅れている地方公共団体に対しては、総務省などの関係省庁とも連携しつつ、例えば、ペナルティを与えることも含めてインセンティブを付与すること等を通じ一層のメリハリをつけるべきではないか。</p>	<p>各インフラの管理者に対し、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施することにより、取組を進めるよう促す。このような取組を通じて底上げを図りつつ、交付金による支援のメリハリ付けについて検討する。</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップを念頭に、必要な支援を実施する。</p>	<p>各インフラの管理者の取組の底上げを図る観点から、国土交通省のインフラ長寿命化計画（行動計画）において、所管インフラに関して、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保に関する各インフラ管理者への支援手法を具体的に整理しており、これを各インフラの管理者に示す予定。 （個別施設の長寿命化計画策定が進んでいる一部の分野において、計画策定を交付金による支援の要件とした。）</p>	
<p>⑥交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底すべきではないか。</p>	<p>平成25年5月に中間・事後評価の公表に係る参考様式を地方公共団体へ通知しており、適切な評価の実施について引き続き周知徹底を図る。 また、地方公共団体における評価の実態について、集計整理が可能か検討する。</p>	<p>中間・事後評価の適切な実施について、機会を捉えて引き続き周知徹底を図る。 また、地方公共団体における評価の実態について、集計整理が可能か検討する。</p>	<p>平成25年度で計画期間が完了した整備計画について、評価実態の集計整理の検討を行うため、地方公共団体における評価状況の把握を進めている。 中間・事後評価の適切な実施について、平成27年度概算要求までに、地方公共団体が出席する会議・説明会等における周知徹底を図る。</p>	

<p>⑦地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画の考え方に沿って、インフラの実態を把握し、更新コストを見通して作成される長寿命化計画に基づく取組に交付金を重点化し、その成果を検証する過程で、導入可能な指標を検討する。</p>	<p>インフラ長寿命化基本計画の考え方に沿って、インフラの実態を把握し、更新コストを見通して作成される長寿命化計画に基づく取組に交付金を重点化し、その成果を検証する過程で、導入可能な指標を検討する。</p>	<p>長寿命化計画に基づくなど、計画的な維持管理・更新を行う整備計画に対し、防災・安全交付金で重点的に支援することを通じて、地方公共団体におけるインフラ長寿命化計画等の策定促進を含めて、インフラの実態把握等を推進している。</p>	
---	---	---	---	--

担当府省名	環境省			
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（チャレンジ25地域づくりモデル事業）			
指摘事項	① チャレンジ25地域づくりモデル事業」については、支援対象の採択にあたっての事前検証が甘く、選択が厳密に行われているとは言い難い。効果の検証も明確な基準が設定されておらず、不十分である。先進性、費用対効果、有効性、波及性の点で適切でないものや民間・自治体が行うべきものが支援対象となっており、 <u>効果の検証方法を確立し支援対象を限定すべきではないか。</u>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①効果の検証方法を確立し支援対象を限定する。	指摘事項を踏まえ、支援対象を限定するとともに、外部有識者を含む審査会において、効果の検証方法を確立する。	<p>外部有識者を含む審査会を開催し、以下の事項について決定・審査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度終了事業について、年度末までに、CO2削減効果、事業性、その他の副次的効果を検証する。 ・上記の検証を通じて効果の検証方法を確立し、基準を明確化するとともに、26年度事業計画の審査に当たっては、先進性、費用対効果、有効性、波及性等の観点から事業内容を精査し、真に必要な事業に絞って継続することとする（25年度予算額20億円→26年度政府案7億円）。 <p>特に、雪氷熱エネルギーを空調に利用（いわゆる「雪冷房」）する実証事業については、実証実験の完結のために、複数年間のデータの比較を行う必要があり、26年度においても事業を継続する予定であるが、実施箇所数を減らし、期間も短縮する等以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度の事業実施も予定していたが、24、25年度の実証により、必要最小限のデータを取得できたと判断される箇所については来年度の事業実施をとりやめる。 ・25年度から新たに実証を始めた箇所であり、26年度もデータ取得が必要な箇所についても、最低限必要な期間（2ヶ月程度）に限り事業を実施。（なお、雪の遠隔地への輸送は行わずに事業を実施できる箇所を実施。） 	<p>○平成26年2月28日に平成25年度低炭素地域づくり集中支援モデル事業に係る審査委員会を開催し、平成25年度終了事業について、CO2削減効果、事業性、その他の副次的効果を、基準を明確化した上で検証した。また、審査委員会における検証を踏まえ、実証事業の結果をとりまとめて公表した。</p> <p>○平成26年度事業についても審査委員会においてCO2削減効果、事業性、採算性、波及性、地域への貢献性、来年度事業計画の妥当性等の観点から継続予定8事業の事業内容を精査し、真に必要な4事業に絞り込みを行った。</p> <p>○なお、事業実施をとりやめた4事業のうち1つは雪氷熱エネルギーを空調に利用（いわゆる「雪冷房」）する実証事業であり、平成25年度までの実証結果により他地域へ波及させるためのデータが一定程度整理できること等から事業をとりやめることとしたものである。</p>	<p>○審査委員会要綱（添付資料1）</p> <p>○審査委員会審査票（添付資料2）</p> <p>○実証事業の結果の公表（環境省HP） http://www.env.go.jp/policy/local_challenge25/index.html</p>

担当府省名	環境省			
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業）			
指摘事項	<p>②「地域主導による先導的「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」は、支援対象について、有効性が高い取組や国が特に支援すべき取組に重点化されているとは言い難い。このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の事業の検証を厳格に行い、 ・その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、 ・民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、 ・国として支援すべき対象を厳選すべきではないか。 <p>③また、アウトカム指標を明示した上で、効果の検証方法を確立すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>②従来の事業の検証を厳格に行い、その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、国として支援すべき対象を厳選する。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、これまでの事業の検証を行うとともに、事業採択の際には、支援対象を厳選する。</p>	<p>これまでの事業で得られた課題や経験を活かし、以下の観点から支援対象を厳選するよう、公募要領を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能性、有効性の高い事業の採択 ・国として支援する必要性の高い事業の採択 	<p>○実現可能性、有効性、必要性等の観点から支援対象を厳選するよう、公募要領等を作成した（5月2日公募開始）。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の技術基準を定めることにより実現可能性、有効性の高い事業を対象とするとともに、 ・申請の際、温対法に基づく地方公共団体実行計画への位置づけ（域内への普及方針）を地方公共団体に提出させることにより国として支援する必要性の高い事業を採択。 	<p>○公募要領（公益財団法人日本環境協会 HP） http://www.jeas.or.jp/activ/pdf/prom_2014/prom_11_01.pdf</p> <p>○応募に必要な様式一式（公益財団法人日本環境協会 HP） http://www.jeas.or.jp/activ/pdf/prom_2014/prom_11_02.doc</p>
<p>③アウトカム指標を明示した上で、効果の検証方法を確立する。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、公募に当たってはアウトカム指標を明示した上で、事業中及び事業後の事業効果を検証する。事業全体のアウトカム指標についても、採択事業の実績を踏まえつつ、設定する。</p>	<p>26年度からの事業採択に当たっては、これまでの事業で得られた成果を生かし、公募要領において、アウトカム（現段階ではCO2削減効果を想定）の提示を求める。また、事業実施後3年程度に亘って事業効果の環境省への報告を義務づけ、継続して検証する。仮に事業効果が当初見込みよりも大幅に少ない事例が発生した場合には、補助事業者にその原因分析を求め、場合によっては補助金の返還を求めるなどして、その後の事業実施に活かす。</p> <p>なお、行政事業レビューシートに記載する事業全体のアウトカム指標については、26年度当初は過去の他事業におけるCO2削減効果を踏まえた推計を行って設定するが、採択案件の実績を踏まえて継続的に見直しを行い、精度の高い評価ができるよう取り組む。</p>	<p>○公募要領において、アウトカム（CO2削減効果）の提示を求めることとした（5月2日公募開始）。</p>	<p>○交付規程（公益財団法人日本環境協会 HP） http://www.jeas.or.jp/activ/prom_11_00.html</p>

担当府省名	環境省			
テーマ等	地球温暖化防止等に関する事業（環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体）			
指摘事項	<p>④「環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体」については、事業間の役割が整理されているとは言い難く、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解決すべき政策課題の設定、 ・目的・目標の明確化、 ・戦略の策定 <p>を行った上で、事業を整理すべきではないか。</p> <p>⑤また、環境省のみならず、政府全体として重複の排除を徹底すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>④「環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解決すべき政策課題の設定、 ・目的・目標の明確化、 ・戦略の策定 <p>を行った上で、事業の整理を行う。</p>	<p>指摘を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解決すべき政策課題の設定、 ・目的・目標の明確化、 ・戦略の策定 <p>を行った上で、地域の省CO2施策支援関連事業について、一部を統合・整理するとともに、事業間の役割の明確化を図る。</p>	<p>各事業について、改めて政策課題や政策目的等を整理し、平成26年度予算案において、「地域主導による「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」等11事業を4事業に統合・整理することとした。</p> <p>また、平成26年度以降毎年度の概算要求までに、概算要求の取りまとめ部局と要求する部局の調整により、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、これに基づき、環境省の地域の省CO2施策支援関連事業間の役割の明確化を図る。</p>	<p>各事業について、改めて政策課題や政策目的等を整理し、平成26年度予算案において、「地域主導による「低炭素・循環・自然共生社会」創出事業」等11事業を4事業に統合・整理した。</p> <p>なお、平成27年度概算要求に向けて要求する事業については、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、これに基づき、環境省の地域の省CO2施策支援関連事業間の役割の明確化を図ることとしている。</p>	
<p>⑤環境省のみならず、政府全体として重複の排除を徹底する。</p>	<p>指摘を踏まえ、地域の省CO2施策支援関連事業について、関係省庁間での連携事業、重複排除等の調整を行う。</p>	<p>省エネ、再生可能エネルギーの利用、低炭素化促進のための施策について、現在、概算要求前に、関係省庁間で、連携事業、重複排除等の討議、調整を行う会議を開催している。</p> <p>地域の省CO2施策支援関連事業について、引き続き、毎年度の概算要求前に、関係省庁間での連携事業、重複排除等の調整を行うほか、執行段階において、関係省庁間での連携事業等の調整を行う。</p>	<p>平成27年度の地域の省CO2施策支援関連事業についても、概算要求前に関係省庁間での連携事業、重複排除等の調整を行うことを予定しているところ。</p> <p>また、平成26年度の連携事業の執行においては、関係省庁間で交付要綱、審査基準等の調整を行い作成しているところ。</p>	

担当府省名	防衛省			
テーマ等	基地周辺対策の推進に関する事業 (特定防衛施設周辺整備調整交付金)			
指摘事項	<p>交付金により地域住民の満足度・理解度を深めることが重要であるが、防衛省において交付対象施設の利用状況などを把握していないことや、一般財源的なものにも交付金が使われている状況は、現在の交付金の使途や執行実態が、事業目的を十分に満たしているとは言い難く、特に生活環境の改善につながっているのか効果検証も十分に行われているとは言い難い。</p> <p>このため、①防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、PDCAサイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもPDCAサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。</p> <p>併せて、②交付金に関する地域住民への周知を高める活動も徹底すべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>交付金により地域住民の満足度・理解度を深めることが重要であるが、防衛省において交付対象施設の利用状況などを把握していないことや、一般財源的なものにも交付金が使われている状況は、現在の交付金の使途や執行実態が、事業目的を十分に満たしているとは言い難く、特に生活環境の改善につながっているのか効果検証も十分に行われているとは言い難い。</p> <p>このため、①防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、PDCAサイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもPDCAサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、PDCAサイクルを徹底する取組として、次に掲げる措置について、関連市町村の意見を踏まえつつ、詳細について検証し、平成26年度予算に係る事業から反映できるようスキームを構築する。また、スキーム実施による効率化分を予算に反映させる。</p> <p>① 交付対象の審査の厳格化（“P”の改善）</p> <p>② 交付金の効果の向上及び確認（“D”及び“C”の改善）</p> <p>③ 次年度以降の事業への反映（“A”の改善）</p>	<p>次に掲げる措置について、関連市町村の意見を踏まえつつ、詳細について検証し、平成26年度事業から反映できるようスキームを構築する。26年度における予算額は、効率化分も勘案しつつ、対前年度予算額と同額とする。</p> <p>【改善に向けた措置】（案）</p> <p>① 交付対象の審査の厳格化（“P”の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の設定（利用見通し、見込まれる事業効果等） <p>② 交付金の効果の向上及び確認（“D”及び“C”の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への周知活動の充実 ・利用実績の把握やアンケートの実施等による効果の確認 <p>③ 次年度以降の事業への反映（“A”の改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似事業の評価結果の反映状況を交付申請時に確認 <p>今後のPDCAサイクルの厳格化に伴い各事業が効率化されることにより、効果の向上が十分見込まれるが、今後、PDCAサイクルが機能しないような事業があった場合には、平成27年度以降の予算へ反映させることも含めて検討する。</p>	<p>平成26年4月に「特定防衛施設周辺整備調整交付金に係るPDCAサイクル実施要領」を制定し、その内容について関連市町村に説明。</p> <p>【実施要領の概要】</p> <p>① 補助事業者は、交付申請時に次に掲げる事項を記載した書類を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の成果の目標 ・成果の目標の達成状況を確認する方法 ・地域住民への周知に係る計画 ・過去に実施した類似の補助事業の評価結果の反映状況 <p>② 補助事業者は、事業完了後に成果の目標の達成状況等を評価し、その結果を次の事業へ反映できるよう事業評価書を作成</p> <p>③ 防衛省は、成果の目標の達成が図られなかった場合には、当該補助事業者に対し、改善措置を実施するよう求めるとともに、改善措置の実施を確認</p> <p>同要領に基づき、平成26年度事業からPDCAサイクルを実施。</p>	

併せて、②交付金に関する地域住民への周知を高める活動も徹底すべきではないか。				
--	--	--	--	--

更に見直しの余地がある事例に関する 各府省の対応状況

担当府省名	内閣府
テーマ	更に見直しの余地があると考えられる事例（総合特区の推進調整に必要な経費(0033)）
指摘事項	<p>本事業は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を目的としているが、行政事業レビューシートに記載されている成果目標は、「平成 28 年度時点で最終計画年度の目標値に対する達成度の平均 90% を目標とする」となっている。</p> <p>「総合特別区域事後評価の手引き」においては、地方公共団体は、事後評価を原則 1 年ごとに実施し、内閣府は、その評価書について総合特別区域評価・調査検討会において検討・評価し、その結果を公表するとともに、総合特区の実施事業等に反映させる PDCA サイクルに取り組むこととされている。</p> <p><u>このことを踏まえ、①最終計画年度の目標値に対する達成度について、毎年度その進捗状況を把握できるような指標や目標を検討し、行政事業レビューシートに記載できるようにすべきである。また、本事業の平成 24 年度執行率は約 23%、平成 25 年度執行率も前年度の執行状況を踏まえた見込みは 3 割程度となっており、調整費という予算の性格を踏まえても、事業創設から 2 年以上が経過する一方で計上された予算に比べ執行実績が過少となっている状況にある。②各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合には、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、各府省の予算を補完するという本事業の性格も踏まえ、関係府省とも十分に調整した上で、必要額について予算要求をすべきである。</u></p>

個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①最終計画年度の目標値に対する達成度について、 <u>毎年度その進捗状況を把握できるような指標や目標を検討し、行政事業レビューシートに記載できるようにすべきである。</u>	指摘を踏まえ、最終計画年度の目標値に対する達成度について、行政事業レビューシートに記載することとする。	本年度、総合特区の事後評価（平成 24 年度）を初めて行い、11 月に評価結果を公表したところ。 地方公共団体の評価書等を踏まえ、最終計画年度の目標値に対する達成度を毎年度把握できるような指標や目標を検討し、次年度以降、行政事業レビューシートに記載する。	現在、作成中の平成 26 年行政事業レビューシートにおいて、最終計画年度の目標値に対する達成度を記載することとしている。	
②各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合には、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、各府省の予算を補完するという本事業の性格も踏まえ、 <u>関係府省とも十分に調整した上で、必要額について予算要求をすべきである。</u>	関係府省に対しては、各府省の予算制度が重点的に活用されるよう、働きかけを強化する。 総合特区推進調整費の平成 26 年度予算要求については、関係府省のこれまでの執行状況等の実績を踏まえた要求額に加えて、先駆的な取組の掘り起しにつながるような制度運用による執行見込み増額分の要求を行っている。	各府省に対して各府省の予算制度を重点的に活用するよう協力を依頼するとともに、予算執行調査結果のフォローアップを今年度末に行う旨通知する文書を発出した。 左記の検討の方向性に基づき、財務当局と調整の上、平成 26 年度概算決定において、執行実績や新たな特区の指定状況を踏まえた額に、先駆的な取組の掘り起しにつながるような運用改善に伴う執行見込み増額を加えた金額を計上した。	各府省に対して予算執行調査結果のフォローアップを実施済。 総合特区推進調整費が活用可能となる事業の基準を明確化する運用改善を行い、地方公共団体及び各府省に通知したところ。	

担当府省名	内閣府			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例（民間と市場の力を活かした安全な地域づくり経費(0041)、社会全体としての事業継続体制の構築推進経費(新 26-0002)）			
指摘事項	<p>「民間と市場の力を活かした安全な地域づくり経費」は、企業のBCP（事業継続計画）の策定・運用を推進する事業であるが、定量的な成果目標の設定は困難としていたことについて、外部有識者の指摘を踏まえ、「今後の関連施策において、適切な成果目標及び成果実績を設定し、事業成果について適切に検証する」こととした。</p> <p>一方、平成 26 年度概算要求では、本事業と他の事業を統合して新たに「社会全体としての事業継続体制の構築推進経費」を要求しているが、その行政事業レビューシートの成果指標欄には何ら指標が設定されることもなく、「計画の策定や連携訓練・協定促進の検討等を通じた施策の推進を行う事業であり、定量的な成果目標の設定は困難。」と記載されている。</p> <p>新規要求事業は、中央省庁における業務継続体制の確保や民間企業・団体の事業継続の取組の促進、官民連携した事業継続体制の構築という社会全体としての事業継続体制の構築を推進するものとなっているが、これまで実施してきた企業のBCPの策定・運用を推進する取組をベースとした関連施策であることを踏まえ、①社会全体としての事業継続体制の構築という目的に向けて、事業成果を適切に検証できる成果指標及び活動指標並びにその目標を設定すべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①社会全体としての事業継続体制の構築という目的に向けて、事業成果を適切に検証できる成果指標及び活動指標並びにその目標を設定すべきである。	指摘事項を踏まえ、これまで実施してきた企業のBCPの策定・運用を推進する取組及び国の行政機関の業務継続計画の策定・運用を推進する取組について、成果指標及び活動指標並びにその目標を設定していくこととする。	指摘事項を踏まえ、行政事業レビューシートを修正し、12月に公表したところ。	行政事業レビューシートを修正し、12月に公表済	平成 25 年度行政事業レビュー 内閣府 0041 http://www.cao.go.jp/yosan/pdf/25_0041.pdf 内閣府 新 26-0002 http://www.cao.go.jp/yosan/reviewlast/26_new_0002.pdf

担当府省名	内閣府			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例（青年国際交流経費(0092)）			
指摘事項	<p>本事業については、平成24年行政事業レビュー公開プロセスの結果を踏まえ、平成25年度予算概算要求において、経費削減、自己負担の増加、備船の発注契約の合理化のための取組など、各経費について不断の見直しを行うこととされた。</p> <p>平成25年度においては、東南アジア青年の船及びグローバルリーダー育成（世界青年の船）について自己負担（グローバルリーダー育成は研修日数当たりの負担額）の引き上げがなされており、備船費の一部負担額を増額する取組も行われているが、一方で、予算執行額が予算を上回っている状況が平成20年度から5年連続で続いており、特に、旅客船の定期備船及び運行委託に掛った実際の費用が予算（青年の船運航費）を上回っている状況にある。</p> <p>このため、引き続き、①備船の発注契約の合理化など各経費の不断の見直しを進めるとともに、②適切な受益者負担がなされているか、③国の負担が公益性の範囲内となっているか検証を行い、改善を進めるべきである。</p> <p>また、平成26年度要求のグローバルユースリーダー育成事業は、平成24年度評価結果を踏まえ世界青年の船事業を計上しないこととしたうえで、平成25年度に予算措置されたグローバルリーダー人材育成事業を再見直して要望されているところ、④再見直しの内容が平成24年度評価結果の趣旨を踏まえたものとなっているか改めて精査すべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①備船の発注契約の合理化など各経費の不断の見直し	備船契約については、一般競争入札を実施しているほか、契約の工夫による経費削減を実施している。その他の経費についても不断の見直しを行っているところ。	備船契約について、可能な限りの日数の削減、参加青年による自主管理の強化等による経費削減。その他の経費についても、レセプションの簡素化等の見直しを実施。（25年度事業において実施済）今後も、毎年度の事業において不断の見直しを行っていくこととしている。	平成26年度事業において、出航前の事前説明等のため出航日前日に乗船していたところを見直し、当日乗船に変更を行うことで経費の削減に努める。	
②適切な受益者負担がなされているか ③国の負担が公益性の範囲内となっているか	平成25年度より参加者負担額を大幅に引き上げたところ。適切な負担のあり方について引き続き検討してまいりたい。	平成25年度より参加者負担額を大幅に引き上げたところ（例：「東南アジア青年の船」について24年度23万円→25年度29万円、「国際青年育成交流事業」について24年度10万円→25年度18万円）。他方、平成25年6月「青年国際交流事業に関する検討会」報告書において、「研修・交流に要する経費は国が負担するという原則は維持しつつ、メリハリのついたものとする」「本事業にふさわしい多様な人材が、自己負担額のみが支障となって参加できないということのないよう、配慮すべき」とされたところであり、適切な負担	参加者負担額について、平成25年度に大幅に引き上げを行ったことを踏まえ、引き続き適切な負担の在り方を検討する。 具体的には本年度開催する有識者委員会（7月予定）において、事業の効果を検証する中で、併せて負担の在り方についても検討する予定。	

		<p>のあり方については引き続き検討する。</p> <p>具体的には、毎年、企画・評価委員会を開催し、検証を実施することとしている。</p>		
<p>④再見直しの内容が平成24年度評価結果の趣旨を踏まえたものとなっているか</p>	<p>評決結果を踏まえ、24年度・25年度の2回にわたり有識者による検討会を開催し、見直しを実施してきたところ。引き続きPDCAサイクルによる不断のチェック体制の構築、効果測定手法の開発・適用を行ってまいりたい。</p>	<p>「グローバルユースリーダー育成事業」は、平成25年6月の「青年国際交流事業に関する検討会」の報告を踏まえ、我が国の急務の課題であるグローバルリーダー人材の育成を主目的とするとともに、戦略的外交により資する事業として要求。</p> <p>なお、要求に当たっては、効果検証のための調査費も計上し、平成25年度の「グローバルリーダー育成事業」（予算作成後の26年1月～2月に実施予定）と併せて、成果の検証を行い、翌年度以降の事業の改善に反映させていくこととしている。</p>	<p>効果検証のための調査費については「平成26年度青年国際交流事業の効果測定・評価に関する調査研究業務」として、入札により外注事業者を決定、調査を開始したところ。</p>	

担当府省名	復興庁			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例(東北メディカル・メガバンク(復興関連事業)(0039)、東北メディカル・メガバンク(復興関連事業)(0247)(文部科学省計上)、東北メディカル・メガバンク(新 25-0022)(文部科学省計上))			
指摘事項	<p>本事業については、平成 23 年度補正予算(東北メディカル・メガバンク(0247))が施設及び設備の整備、平成 24 年度以降の東日本大震災復興特別会計の予算(東北メディカル・メガバンク(0039))が事業の実施体制の立上げ及び健康調査等の事業運営、平成 25 年度からの一般会計予算(東北メディカル・メガバンク(新 25-0022))が、特に広く国民の健康向上に裨益する研究となっている。</p> <p>東北メディカル・メガバンク計画については、総合科学技術会議において平成 24 年 8 月に評価結果を決定しており、その中では、「コホート調査」、「バイオバンク構築」、「ゲノム情報等の解析」の各テーマについて達成目標を検証可能な形で明確に示すとともに工程表を示す必要があることや、本事業の最終的な目標としている次世代医療の実現や新産業の創出について、いつどのような形で実現させるのかという具体的な道筋が現時点では示されていないことなどが指摘されている。</p> <p>その後、「東北メディカル・メガバンク計画 全体計画」が策定され、各テーマに対して、達成目標、リスクと課題、それらに関する対応策が検討され、工程表が作成されており、平成 25 年度秋のコホート調査の本格実施までに確定させる予定とされている。</p> <p>本事業の最終的な目標としている次世代医療の実現等についての具体的な道筋に関して、総合科学技術会議の評価結果においては、平成 29 年度からの第 2 段階の事業へ移行する前までに対応を行うことが求められているが、①平成 28 年度までの第 1 段階においては、<u>工程表に掲げられる毎年度の目標について、行政事業レビューシートの成果目標として掲載し、本事業の毎年度の執行実態の点検・検証を着実に進めるべきである。</u></p> <p>また、平成 25 年度から、特に広く国民の健康向上に裨益する研究については一般会計予算で計上されていることから、②今後の事業の進展の中で、被災地の復興に必要な事業かどうかの観点から、東日本大震災復興特別会計で計上するものと一般会計で計上するものを厳格に整理していくべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
① 成 28 年度までの第 1 段階においては、 <u>工程表に掲げられる毎年度の目標について、行政事業レビューシートの成果目標として掲載し、本事業の毎年度の執行実態の点検・検証を着実に進めるべきである</u>	指摘の通り対応する。	本事業の工程表に掲げている毎年度の目標(健康調査の実施数、ゲノム情報の解析数等)を行政事業レビューにおける成果目標とし、毎年度の達成状況を、予算の執行状況とともに点検・検証を着実に進めることとする。	本年度の行政事業レビューシートの作成の際に、指摘の通り対応する。	

<p>②今後の事業の進展の中で、被災地の復興に必要な事業かどうかの観点から、<u>東日本大震災復興特別会計で計上するものと一般会計で計上するものを厳格に整理していくべき</u></p>	<p>指摘の通り対応する。</p>	<p>本事業は、東日本大震災の被災地の住民を対象として健康調査を実施し、健康調査の結果の回付等を通じて住民の健康管理に貢献するとともに、協力者の生体試料、健康情報等を収集して15万人規模のバイオバンクを構築し、ゲノム情報等と併せて解析することにより、東北発の次世代医療の基盤を形成することを目指している。</p> <p>そのため、「被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策」として、復興特別会計において実施しているが、平成26年度予算案においては、本事業で実施している取組の中でも、特に、本事業が他の取組と連携・協力して行う解析研究等に係る経費など、「個別化予防実現のための基盤整備のうち、広く国民の健康向上に裨益する外部連携に係るもの」については、その成果が被災地の住民にとどまらないため、一般会計において実施することとしている。</p>	<p>指摘の通り、平成26年度予算において対応済。</p>	
--	-------------------	--	-------------------------------	--

担当府省名	総務省			
テーマ等	消防団の充実強化・安全対策の推進等地域防災力の強化に要する経費（0157）			
指摘事項	<p>本事業は、平成 24 年度補正予算及び平成 26 年度概算要求において、消防庁が消防団車両等を購入した上で地方自治体に無償貸付し、各消防団が検証訓練を行い、その結果を消防団の装備基準の見直しに反映させる事業である。</p> <p>本事業については、貸付期間を原則 1 年としながら、訓練の検証及び基準の見直しについて、2 年を 1 サイクルと想定するとともに、車両の返還等については、「十分訓練が実施された場合」としているなど、無償貸与の在り方や訓練及びその検証の計画自体が十分に固まっておらず、貸付期間も長期化するおそれがある。</p> <p>行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点（平成 25 年 8 月 6 日行政改革推進会議）において、「事業の実施に当たって、事業の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。」、「費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。」との視点を提示しているところであり、無償貸付及び訓練の実施・検証の内容については、このような視点で十分検討すべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>本事業は、平成 24 年度補正予算及び平成 26 年度概算要求において、消防庁が消防団車両等を購入した上で地方自治体に無償貸付し、各消防団が検証訓練を行い、その結果を消防団の装備基準の見直しに反映させる事業である。</p> <p>本事業については、貸付期間を原則 1 年としながら、訓練の検証及び基準の見直しについて、2 年を 1 サイクルと想定するとともに、車両の返還等については、「十分訓練が実施された場合」と</p>	<p>本事業の目的は、消防団員の災害対応能力の向上を図り、地域防災力の一層の強化を目指すことである。</p> <p>本事業を実施するに当たっては、「事業の実施に当たって、事業の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。」という視点を踏まえ、事業要綱を定め、その要綱に基づき、事業申請時に、各地域の実情に応じた訓練計画を各市町村に提出させるとともに、計画に即した訓練を実施させ、その結果を報告書として提出させることとする。</p> <p>その後の貸付けに当たっては、災害対応能力の向上を図るため、総務省令に基づき、地方公共団体に対し、事前に訓練計画及び訓練結果の提出を求め、貸付先の地方公共団体において貸付財産が効率的・効果的に活用されていることを消防庁としてチェッ</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 24 年度補正予算 各市町村に訓練計画を作成させ、その訓練計画に即した訓練を実施し、訓練や資機材等の有効性を検証し、報告してもらい装備の基準改正に反映させる。 ●平成 25 年度補正予算 現在消防団員の教育に関する検討会を開催しており、消防学校での消防団教育に関する基準の改正を検討しているところである。 消防団の訓練は、消防学校のみならず、現場の団で行うことが一般的であることから、各市町村において当該基準を参考とし、地域の実情に応じた訓練計画を作成させ、無償貸付けする車両及び資機材の取扱いや救助に関する知識・技術の向上を図るため訓練を実施し、その成果を検証する。 ●平成 26 年度当初予算 現在消防団員の教育に関する検討会を開催しており、消防学校 	<p>【進捗状況】</p> <p>平成 25 年 1 2 月に議員立法により全会一致で可決・成立した「消防団を中核とする地域防災力の充実強化に関する法律」において、国及び地方公共団体は消防団の装備・教育訓練について必要な措置を講ずる義務が課せられた。</p> <p>同法を受けて、装備については、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 26 年 2 月に消防団の装備の基準を改正し、また、教育訓練については、消防団員の教育に関する検討会における議論を踏まえ、平成 26 年 3 月に消防学校の教育訓練の基準を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 24 年度補正予算 本事業の実施に当たって、従来示していた事業目的・貸付条件・貸付手続きの他、新たに訓練計画書及び訓練実施結果報告書の提出に関する規定を加えた事業要綱を定めた。各 	<p>次について消防庁 HP で掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の教育訓練等に関する検討会 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/shouboudan_kyouiku/index.html ・消防団の装備の基準 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2602/260207_1houdou/01_houdoushiryou.pdf ・消防学校の教育訓練の基準 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/10_houdoushiryou.pdf ・平成 24 年度補正予算（第 1 号）に係る消防団車両等無償貸

<p>しているなど、無償貸与の在り方や訓練及びその検証の計画自体が十分に固まっておらず、貸付期間も長期化するおそれがある。</p> <p>行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点（平成25年8月6日行政改革推進会議）において、「事業の実施に当たって、事業の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。」「費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。」との視点を提示しているところであり、無償貸付及び訓練の実施・検証の内容については、このような視点で十分検討すべきである。</p>	<p>クすることとする。</p>	<p>での消防団教育に関する基準の改正を検討しているところである。</p> <p>当該基準を踏まえ、各都道府県消防学校での消防団員教育の更なる充実のため、車両及び資機材を無償貸付けし、教育訓練を実施し、その成果を検証する。</p> <p>【方法】 事業要綱の発出 訓練内容の通知 ↓ 市町村から訓練計画の提出 ↓ 車両及び救助資機材の無償貸付け ↓ 訓練計画に則した訓練の実施 ↓ 市町村から訓練結果報告 ↓ 全国の消防団へフィードバック</p> <p>【スケジュール】 貸付初年度より実施</p>	<p>市町村においては、当該要綱に基づき、各地域の実情に応じた訓練計画書を策定し消防庁に提出。計画に即した訓練を実施し、訓練実施結果報告書を提出させた。</p> <p>引き続き、訓練実施結果報告書により、訓練実績をチェックすると共に、訓練計画書において訓練計画の妥当性をチェックすることにより、貸付先市町村において貸付財産が効率的・効果的に活用されていることを消防庁が確認し、貸付けの更新を希望する市町村に対しては、これらを踏まえ、更新が適当か判断することとする。</p> <p>●平成25年度補正予算現在無償貸付けする車両及び資機材の調達に係る手続を行っているところ。平成24年度補正予算に係る事業と同様、事業要綱に基づき、訓練計画書を提出させ、計画に即した訓練を実施させることとしている。</p> <p>●平成26年度当初予算 現在無償貸付けする車両及び資機材の調達に係る手続を行っているところ。平成24年度補正予算に係る事業と同様、事業要綱に基づき、訓練計画書を提出させ、計画に即した訓練を実施させることとしている。</p>	<p>付け事業要綱 http://www.fdma.go.jp/syobodan/data/policy/relation.html</p>
--	------------------	---	---	---

担当府省名	総務省
テーマ等	地域の担い手創造に要する経費（新 26-0005）
指摘事項	<p>本事業は、優れた地域づくりのノウハウを地域外にも広めることを目的として、担い手の育成が進んでいる地域が、地域外から受講生を募って開催する担い手の人材育成講座のモデル実証事業を行うものである。</p> <p>担い手の育成に関しては、総務省の「地域振興に要する経費（「地域経済循環の創造」の推進に必要な経費、過疎地域対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等を除く。）」の中の「人材力活性化に要する経費」により開催した人材力活性化研究会において、人材育成に関する取組について事例調査している。調査事例の中には、開催地域以外の者も対象とするものや、地域づくりのノウハウを地域外に広める取組もあり、その成果物として、「人材力活性化プログラム」、「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」、「地域づくり人の育成に関する手引き」、「地域づくり人育成ハンドブック」がまとめられている。</p> <p>また、一般財団法人地域活性化センターにおいても、平成 17 年度から、地域再生について様々な視点から考えるワークショップ「地域再生実践塾」を全国で開催し、中心市街地の活性化や地域ブランドの確立など地域で課題となっているテーマを選定し、先進的な地域を開催地として、ケーススタディを中心としたカリキュラムを展開している。</p> <p><u>このため、本事業についても、既に全国で行われている他の事例と比べて先進性があるか、実質的な補助事業となっていないか、また必要性や効果等を十分に検証し、真に事例構築に必要な調査に絞り込んで実施すべきである。</u></p>

個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>本事業は、優れた地域づくりのノウハウを地域外にも広めることを目的として、担い手の育成が進んでいる地域が、地域外から受講生を募って開催する担い手の人材育成講座のモデル実証事業を行うものである。</p> <p>担い手の育成に関しては、総務省の「地域振興に要する経費（「地域経済循環の創造」の推進に必要な経費、過疎地域対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等を除く。）」の中の「人材力活性化に要する経費」により開催した人材力活性化研究会において、人材育成に関する取組について事例調査している。調査事例の中には、開催地域以外の者も対象とするものや、地域づくりのノウハウを地域外に広める取組もあり、その成果物として、「人材力活性化プログラム」、「地域づくり活動のリーダー育成のためのカリキュラム」、「地域づくり人の育</p>	<p>指摘も踏まえ、本事業の実施にあたっては、他の事例や事業の必要性・効果等を十分に検証した上で、全国各地の担い手を育成するために真に必要なモデル団体に絞り込んで調査を行うこととする。</p>	<p>本事業は、担い手の育成が進んでいる地域が、地域外から受講生を募り、合宿形式で関係者が一堂に会して議論を行い、また、現地でフィールドワークを行うことで、優れた地域づくりのノウハウを伝え、そのノウハウを地域外にも広める取組を支援するものであり、その取組は、単年度ではなく、モデル事業実施後もその地域で継続的に行われることを想定している。</p> <p>今後は、モデル事業実施団体の公募までに、改めて他の事例や事業の必要性・効果等を十分に検証し、全国各地の担い手を継続的に育成する事例の構築のために、真に必要な調査事業となるよう公募の要件等について十分な検討を行う。</p> <p>そのような観点から、モデル事業実施団体の選</p>	<p>モデル事業実施団体の公募にあたっては、担い手の育成の先進地においてその地域の特性を生かしたフィールドワークを行うことや、他の地域においても応用可能な取組であること等を要件とするなど、公募の要件等について十分に検討し、5月に実施団体の公募等を行う。</p> <p>また、実施団体の選定にあたっては、6月を目途に有識者による選考を行い、実施団体を決定することとしている。</p>	

<p>成に関する手引き」、「地域づくり人育成ハンドブック」がまとめられている。</p> <p>また、一般財団法人地域活性化センターにおいても、平成17年度から、地域再生について様々な視点から考えるワークショップ「地域再生実践塾」を全国で開催し、中心市街地の活性化や地域ブランドの確立など地域で課題となっているテーマを選定し、先進的な地域を開催地として、ケーススタディを中心としたカリキュラムを展開している。</p> <p><u>このため、本事業についても、既に全国で行われている他の事例と比べて先進性があるか、実質的な補助事業となっていないか、また必要性や効果等を十分に検証し、真に事例構築に必要な調査に絞り込んで実施すべきである。</u></p>		<p>定にあたっては、有識者による選考を行い、先進性や独自性、継続性などを十分に精査することとし、また、指摘を踏まえ、真に事例構築に必要な団体に絞り（5箇所→3箇所）、事業実施することとしたい。</p> <p>なお、夏頃にモデル事業実施団体における事業着手が可能となるよう、予算成立後できるだけ速やかに公募手続き、有識者による選考等を行い、モデル事業実施団体の選定を進める予定である。</p>		
--	--	--	--	--

担当府省名	外務省			
テーマ	更に見直しの余地があると考えられる事例（国際機関職員派遣信託基金（JPO）拠出金（任意拠出金）（152）、国際機関邦人職員増強（041））			
指摘事項	<p>本事業は、「国連関係機関における邦人職員数を増やし、日本のプレゼンスを高めること」を共通の目的として、「JPO（ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー）派遣制度を利用した国際機関への邦人派遣」（152）及び「国際機関職員を希望する者に対する広報事業や国際機関向け人材の発掘・育成研修等」（041）を実施している。成果目標は本年度までに「国連関係機関における邦人職員数を平成21年比15%増（814名）」とされているが、現状では764名に留まっている。財政資源の有効活用の観点からは、これらの事業の目標達成には派遣者の採用率を引き上げることが不可欠であり、個々の事業効果の検証及びこれを踏まえた事業の見直しが必要ではないか。（①）</p> <p>国際機関邦人職員増強事業のうち人材発掘・育成研修事業については、過去2年間の実績として100名が参加したが、そのうち修了者は59名に留まるとともにJPO合格者は2名となっており、事業のあり方について抜本的な見直しが必要ではないか。（②）</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>財政資源の有効活用の観点からは、これらの事業の目標達成には派遣者の採用率を引き上げることが不可欠であり、個々の事業効果の検証及びこれを踏まえた事業の見直しが必要ではないか。（①）</p>	<p>指摘のとおり、国際機関の日本人職員を増やしていくためには、国際機関で勤務していく上で必要とされる資質を既に備えたJPOの採用率を高めていくことが重要であり、既に任期を終えたJPO経験者を含めて、国際機関でのポスト獲得のための支援を強化していくこととする。</p>	<p>1 すべてのJPO経験者の就業状況の把握と国際機関勤務を希望する者への支援</p> <p>（1）JPO任期終了後、JICA等での勤務を経て国際機関に復帰する者もいることから、現在は国際機関で勤務していないJPO経験者に対し、国際機関で勤務する意思につき調査を行い、意思のある者に対してポストの募集情報の提供や、応募に際しての支援を行う。</p> <p>（2）上記の照会を本年12月に実施し、以降、支援業務を順次実施していく。</p> <p>2 JPO選考試験プロセスの改革</p> <p>（1）現在、JPO選考試験を経て日本政府が選抜した候補者に対して、国際機関がポストを用意している。この点に関し一部の国際機関から、国際機関の採用においては業績や人柄等が既に知られている内部職員が有利であり、JPOの選考段階で国際機関が関与することによりJPOを内部職員扱いとすることができるので有利であるとの示唆があった。このため、この取扱いとなる国際機関に派遣するJPOについては、選考過程の中で国際機関が候</p>	<p>1 2001年度以降のJPO派遣者の就業状況の把握と国際機関勤務を希望する者への支援</p> <p>（1）平成25年12月、2001年度～2009年度のJPO派遣者のうち、平成25年1月の時点で国際機関のポストに就いていることが確認できなかった196名に対し、現在の職業及び引き続き国際機関での勤務を希望するか否かを問う調査票を送付した結果、JPO任期終了後から現在までの間に国際機関のポストを獲得していたことが判明したのが24名、また、12名が、現在、政府系機関又は民間企業・団体の国際協力関連業務に従事していることが分かった。</p> <p>（2）現時点で国際機関以外の組織で勤務している者の中で、引き続き国際機関での勤務を希望する者に対し、外務省から国際機関の空席情報提供を行うメール配信サービス等への登録を呼びかけた（平成25年12月）。</p>	<p>JPOの国際機関採用率については、従前は任期終了後6か月以内を基準に集計してきたが（結果は64%）、この期間要件を外した上で平成12年度以降のJPO選考試験合格者について追跡調査を行った結果、JPO任期終了の数年後に国際機関でポストを獲得した者を加えると、国際機関での勤務経験のあるJPO経験者の割合は計70%であった。また、国際機関側から見ても即戦力となり得るJICAや国際NGO等の国際協力関連業務に従事する者も10%いることが判明した。一方、諸外国のJPO定着率はおおむね4～6割であり、他国との比較という観点からは、日本のJPO定着率は低くない。なお、国連関係機関</p>

		<p>補者を面接するプロセスを設けるよう国際機関と調整中。</p> <p>3 現役 JPO に対する指導の強化</p> <p>(1) 従来から JPO の採用率向上を図るため、ポスト獲得に向けて在外公館の支援強化、ポスト獲得を目指す旨の同意書のとりつけ等の措置を講じてきているが、JPO の派遣費用が国民の税金で賄われていること及び国際機関での勤務を目指すことが制度の趣旨であるとの意識を促すための指導を強化する。</p> <p>(2) 平成 25 年 JPO 試験合格者の赴任前研修（平成 26 年 1 月予定）において、実例をもとにあるべき姿を説明しつつ、自覚の強化を促す。また、現役の JPO に対しても、当該研修と同時期に、文書をもって自覚の強化を促す。</p> <p>4 広報活動の強化・改善</p> <p>より効率的に優秀な人材を確保すべく、以下の改善を実施。</p> <p>(1) 新聞広告</p> <p>平成 24 年度に実施した国内紙での広告掲載を、平成 25 年度は海外の日本人向けコミュニティ紙での掲載に切り替え、掲載 1 回あたりの経費を抑えるとともに、複数都市で複数回の掲載を行い、語学力の高い日本人留学生・企業関係者に対する広報を強化する（本年度は平成 26 年 2～3 月に広告掲載予定）。</p> <p>(2) ガイダンス</p> <p>国内については、平成 25 年度より、過去の JPO 派遣者の出身大学等で重点的にガイダンスを開催しているほか、国際教育に力を入れる高校等での実施についても平成 26 年度からの実施に向け学校側との調整を開始し</p>	<p>2 JPO 選考試験プロセスの改革</p> <p>JPO を内部職員扱いとするために、国連開発計画（UNDP）に派遣する JPO の選考に UNDP が関与することで合意し、現在、UNDP との間で選考方法の変更を踏まえた JPO 派遣取決めにつき協議中。新たな方式は平成 26 年度の JPO 選考試験から導入する。また、他の国際機関についても、JPO がポスト獲得に向け有利となるよう新たな方式を導入することのメリットについて、国際機関から情報収集して我が方で分析しているところ</p> <p>3 現役 JPO に対する指導の強化</p> <p>平成 26 年 1 月の赴任前研修において国際機関人事センター長から、JPO の基本的な心構えとして、「日本政府が経費を負担」していること、また、「正規ポスト獲得に向けた行動を積極的にとる」ことを説明。さらに、同センター室員が JPO 派遣期間中の望ましくない実例をもとに注意事項を説明した。また、現役 JPO に対して、国際機関人事センター長名で自覚を促す文書を発出（平成 26 年 1 月）。</p> <p>4 広報活動の強化・改善</p> <p>(1) 国際機関での就職を目指しうる人材が留学していると考えられる大学所在都市や日本企業関係者が多い都市（米国 4 都市、英、仏、豪）において、現地の日本人向けコミュニティ紙に国際機関就職の勧めと JPO 派遣制度を紹介するミニ広告を掲載（平成 26 年 2 月）。</p> <p>(2) 平成 26 年度の JPO 派遣選考試験から、応募書類にアンケート欄を設け、「JPO 制度をどのように知った</p>	<p>の邦人職員の 43%、また、幹部職員の 38%が JPO 経験者であり、JPO は邦人職員増強のための根幹となる人材供給源である。</p>
--	--	--	---	--

		<p>ている。また、海外でのガイダンスも引き続き行い、高い語学力を有する日本人留学生や企業関係者が国際機関に関心を持つように広報に努める。</p>	<p>か」との質問を設け、回答の選択肢として「日系地域コミュニティ紙の広告」や「大学・大学院等での外務省員によるガイダンス」の項目等を用意し、今後の募集活動に役立てることにしている。</p>	
<p>国際機関邦人職員増強事業のうち人材発掘・育成研修事業については・・・事業のあり方について抜本的な見直しが必要ではないか。(②)</p>	<p>1 修了者数に関する指摘を踏まえ、修了者数に関する分析を行ったところ、平成23年度は修了率が84%であったのに対し、平成24年度は43%となっていた。そのため、平成24年度に低下した原因を分析したところ、講座内容が平成23年度よりハイレベルなものとなったこと、及びほぼ毎週土日に半日もしくは全日の講座を実施するなど講座日程がタイトなものとなったことが原因と考えられたため、平成25年度の講座ではこれらの原因に対する改善策を講ずることとする。2 JPO合格者数に関する指摘を踏まえ、過去の受講生に対してフォローアップ調査を行った結果、JPO・国際機関採用試験の受験者数が少ないことが判明したため、現役及びOB/OGの受講生に対し、JPO・国際機関採用試験への応募を行うよう指導・働きかけを行うこととする。3 事業のあり方の抜本的な見直しに関する指摘については、上記1及び2の改善策の効果を見た上で検討する必要があるが、他の本件研修実施団体の発掘のため、受験指導での豊富な知見を有する就職予備校及び英語でのプレゼン指導を行っている語学学校との間で意見交換を行うこととする。</p>	<p>1 平成25年度については、講座内容やレベルを維持しつつも、講座日程を約3ヶ月間（平成24年度）から約4ヶ月間（平成25年度）へ変更し、これまでより1ヶ月長い期間で実施することで、受講生が余裕を持って受講できるよう改善を行っており、修了率が向上することを見込んでいる。また、平成26年度については、平成25年度の修了率を踏まえ、より改善すべき点がないかを分析した上で、事業を実施していく。</p> <p>2 現在の受講生に対しては、研修終了後1年以内に、JPOもしくは国際機関空席ポストへの応募を行うよう指導を行い、JPOもしくは国際機関への応募を念頭に置きつつ、研修を受講するようにしている。また、研修開始直後に、外務省国際機関人事センター長がJPO制度を含む国際機関の採用制度に関する講座を実施するとともに、講座最終日（来年1月18日予定）に同センター長が出席し、JPOを受験するよう呼びかける予定。更に、講座のOB/OGに対しては、JPO応募受付開始時（来年3～4月予定）にメーリングリストを通じて応募を呼びかける等、国際機関採用試験等への応募に向けた積極的な情報発信を行っていく。</p> <p>3 就職予備校・語学学校等とのアポイントを取り付け、当方から本事業の概要を説明しつつ、本事業の改善点について先方の意見・見方を聴取した。（平成25年12月実施済） 今後も語学学校等の意見も踏まえて事業の見直しを行っていく。</p>	<p>1 平成25年度では研修期間の見直し等により、修了率は60%に達した。受講者の88%が社会人であること、及び修了要件が8割以上の出席（時間数換算）であることにかんがみれば、決して悪い数字ではないと考えられる。平成25年度の受託業者が受講者にアンケート調査を実施したところ、講義の開催日は適切であったとの意見が9割あったが、時間帯については「もう少し遅い時間が良い」との意見も2割弱あり、平成26年度においては、受託業者と社会人の出席率改善策につき検討しているところ。</p> <p>2 平成26年度のJPO試験については、外務省国際機関人事センター長が受講生に対し、試験の概要説明と応募呼びかけを実施（平成26年1月）。また、JPO試験の応募開始後の平成26年4月には本件研修実施団体が全受講者に対して応募開始を通知</p> <p>3 より具体的な事業の見直しを行うべく、就職予備校関係者による研修の視察や再度の意見交換を行った（平成26年1月実施済）。また、平成25年度の受託業者とも業務終了後に意見交換を行い、工夫・改善が可能・必要な点や、削減が可能なプログラム等につき検証する機会を設けた（平成26年4月実施済）。</p>	<p>本研修事業は平成23年度より開始したものであり、人材育成の成果が表れるには一定の時間が必要である。また、国際機関での採用は基本的にポストが空いたときにのみ行われることから、個々の本研修受講生の専門性を活かせるポストの公募が毎年行われる訳ではないことを踏まえ、長期ターム（5年程度）でも本研修事業の有用性を検証していく。</p>

担当府省名	外務省			
テーマ	更に見直しの余地があると考えられる事例（国内報道機関対策（082）（時事通信社バイリンガルニュース及び共同通信社バイリンガルニュース））			
指摘事項	<p>本事業は、平成 22 年外務省行政事業レビュー公開プロセスにおいて「「廃止」も含めた見直しを行う。また、契約期間の問題があることもあり、当面は契約額の引き下げに向けた交渉に努める。契約期間満了後、両社との契約の必要性をゼロベースで精査していきたい」との評価がなされている。今回、契約期限満了を踏まえ見直しをしたところであるが、必ずしも両社との契約について 2 社と契約することの必要性や 1 社のみと契約した場合との費用対効果等の比較考量が実施されておらず、「両社との契約の必要性をゼロベースで精査」したとは言い難い。</p> <p>なお、本事業は単年度契約に変更されているところ、次年度の契約に向け、平成 25 年行政事業レビュー外部有識者コメントのとおり、契約の必要性をゼロベースで検討するとともに、当年度のパフォーマンスを踏まえ次年度以降の契約のあり方に反映させる（PDCA）よう工夫するなど、更なる見直しを行うべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>必ずしも両社との契約について 2 社と契約することの必要性や 1 社のみと契約した場合との費用対効果等の比較考量が実施されておらず、「両社との契約の必要性をゼロベースで精査」したとは言い難い。・・・平成 25 年行政事業レビュー外部有識者コメントのとおり、契約の必要性をゼロベースで検討するとともに、当年度のパフォーマンスを踏まえ次年度以降の契約のあり方に反映させる（PDCA）よう工夫するなど、更なる見直しを行うべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、ゼロベースでの検討について再確認を行うとともに、PDCA の具体的内容について検討を行う。</p>	<p>1. 契約の必要性（1 社のみと契約した場合との費用対効果等）について改めて省内で検討したところ、①速報性の高いニュースを網羅的・中立的に入手するためには、複数のソースから入手することが必要、②両サービスともに更なるサービス向上が期待できることから、当座の平成 26 年度については一定の効率化を踏まえ、両社と単年度での契約継続が必要と判断。</p> <p>2. 平成 26 年度の具体的な契約方法については、25 年度第 4 四半期中に、調達方針改善の方向性についての検討を実施。</p> <p>3. 平成 27 年度以降の契約に当たっては、利用実態、費用対効果等を精査しゼロベースで検討するワーキンググループを開催し、毎年度判断していくこととする。</p>	<p>1. 1 月に本省各課室・在外公館及び本省・在外の各ユーザーに対する利用状況調査（*）を実施。調査結果から、本件契約の必要性を再確認。</p> <p>2. 上記調査結果を踏まえ、業務の詳細及び受注者に求められる条件を精査し、新たに仕様書（抜粋：別添参照）を策定。更なるサービス向上（速報ニュースのユーザーへのメール送信の導入、一部ニュースの別ウインドウのテロップ表示導入についても対応することを仕様書に明記した。</p>	<p>（*）本省の全課室、全在外公館、全個人ユーザーを対象に調査を行った。結果として、本事業が有益な公開情報の把握、分析手段として活用されており、また、無料サイトでは本事業と同等の情報を探すが難しい、又は探すのが遅くなるなどの評価を多く得た。</p>

担当府省名	文部科学省			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例（学校保健課題解決支援事業（0085））			
指摘事項	<p>本事業については、平成 24 年度の執行率が予算額の 45.8%に留まり、行政事業レビューにおける外部有識者の所見において、「多額の不用額が生じていることから、その要因を分析し、事業内容の見直しを検討すべき」との指摘がなされている。担当部局からは、当該年度が事業開始年度であったことによる周知不足により、67 件を予定していた採択数が 34 件に留まったことをその要因として分析し、具体的な取組や留意点をまとめた「Q & A」の配付等の対応をした旨の説明を受けているが、2 年目に当たる今年度の応募数も 34 件に留まっており、不用の理由に十分に対応されているとは言い難い。また、応募件数が採択予定数を大幅に下回ったことで、平成 24 年度及び 25 年度に応募案件に対する採択率はいずれも 100%となっており、事業の対象が、効果が十分に見込まれるものに重点化されているか疑問がある。</p> <p>このような状況においても、①平成 26 年度概算要求では事業実施箇所 60 件分の積算がなされているが、その根拠が明確でないことから、行政事業レビュー推進チームの「平成 26 年度概算要求に予算の大幅な縮減を反映すべき」との所見を踏まえ、実績に合わせて対象事業数を明確に絞り、予算額の縮減を図るべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①平成 26 年度概算要求では事業実施箇所 60 件分の積算がなされているが、その根拠が明確でないことから、行政事業レビュー推進チームの「平成 26 年度概算要求に予算の大幅な縮減を反映すべき」との所見を踏まえ、実績に合わせて対象事業数を明確に絞り、予算額の縮減を図る。	指摘を踏まえ、事業実施箇所数の積算について見直しを行うこととする。	<p>学校健康教育課において指摘事項を踏まえた事業実施箇所数の積算の見直しを行った。具体的には、委託事業の実施予定箇所数を、60 箇所から 30 箇所とした。</p> <p>平成 24 年度委託箇所数 34 箇所 平成 25 年度委託箇所数 34 箇所</p>	平成 26 年 3 月に委託事業の公募を行い、33 件の応募があり、現在、契約に向けた作業を行っているところである。	

担当府省名	文部科学省			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例（幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業（新 26-0032））			
指摘事項	<p>「幼児期の運動促進に関する普及啓発事業」（以下「旧事業」という。）については、今年度の行政事業レビュー公開プロセスにおける議論を踏まえて廃止し、旧事業において既に取り組み実践研究を映像資料（DVD）化し、全国の幼稚園等で実践されるように普及することを目的とする「幼児期の運動に関する指導参考資料作成事業」（以下「新事業」という。）が、平成 26 年度の新規事業として要求されている。</p> <p>新事業については、①終了予定年度が設定されていないが、このような事業の趣旨・目的に照らし、必要最小限の期間に限定して実施すべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①当該事業について、終了予定年度の設定を行う。	指摘を踏まえ、当該事業の終了予定年度を設定する。	担当部局（体育参事官）において指摘事項を踏まえ終了予定年度を平成 27 年度末と設定し、行政事業レビューシートの修正を行い、すでにHPにも掲載済みである。	対応済み。	http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/10/29/1339387_2.pdf

担当府省名	厚生労働省			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例（医療情報データベース事業（192））			
指摘事項	<p>本事業については、平成25年度厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおいて「①データベースの規模や達成時期等の検証・明確化、②手法の再検討、③費用負担の検証を念頭に更なる見直しを行い、④概算要求へ適切に反映させることが必要」との評価がなされた。概算要求においては、同事業の在り方や方法に関する根本的な議論や具体的な見直しが行われないうまま、既整備の10病院に係るデータベースの試行経費等が要求されている。（概算要求は107百万円の減額となっているが、これらは医療情報データベースのシステム構築完了に伴う自然減）</p> <p>厚生労働省においては本事業の見直しに向けた有識者会議を立ち上げるとしているが、公開プロセスにおける評価結果を踏まえた抜本的な見直しを早急に行うべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>【総括】</p> <p>公開プロセスにおける評価結果を踏まえた抜本的な見直しを早急に行うべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公開プロセスにおける評価を踏まえ、事業内容等につき有識者による検討を行う。 また、データベース事業の遂行について検証を行い、検討結果を踏まえた必要経費の精査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に係る有識者による検討を行うため、平成25年11月15日に「医療情報データベース基盤整備事業のあり方に関する検討会」を設置し、平成25年度内を目途に事業のあり方、方向性について検討を行い、一定の結果を得ることとし、平成26年6月末までに報告をまとめる。 平成26年度予算については、事業の検証による必要経費の精査を行い概算要求に適切に反映した。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に関しては、日本再興戦略において病院の拡充等の推進が求められている一方、平成25年度の行政事業レビュー公開プロセスにおける「抜本的見直し」との評価結果等を踏まえ、平成25年11月15日に『医療情報データベース基盤整備事業のあり方に関する検討会』を設置し、これまで4回開催して、有識者による検討を行っている。 これまでの検討や議論において、検討会の委員からは、現在の10拠点病院における基盤整備を着実に進め、そこから安全対策に資する成果を示していくことが重要である、などの指摘を受けており、今後、平成26年6月末を目処に検討会の報告がまとめられる予定である。 これらを踏まえ、本格運用後において医療情報データベースを活用した安全対策を確実に遂行するために必要な経費等を精査していくこととしている。 	<p>『医療情報データベース基盤整備事業のあり方に関する検討会』開催状況等</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000ax9a.html#shingi170849</p>
<p>【各論①】</p> <p>データベースの規模や達成時期等の検証・明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有識者による検討を行う。 →必要なデータ数、データの内容及び事業のスケジュール、達成時期について検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に係る有識者による検討を行うため、平成25年11月15日に「医療情報データベース基盤整備事業のあり方に関する検討会」を設置。 第1回会合を平成25年12月18日に開催（次回会合を平成26年1 	<ul style="list-style-type: none"> 『医療情報データベース基盤整備事業のあり方に関する検討会』について、第1回を平成25年12月18日、第2回を平成26年1月20日、第3回を平成26年2月24日、第4回を平成26年4月2日に開催し、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘等を踏まえて議論を行い、取りまとめに向けた検討を進めているところ。（次回会合は、平成26年6月10日に開催予定） 検討会について、第2回では、必要なデータベース規模、データの代表性、病院の拡充、地域連携のあり方等について、第3回では、医療機関等の参加の意義・メリット、事業運営等のあり方について、第4回では、事業運営等のあり方、報告書の構成イメージ等について検討を 	
<p>【各論②】</p> <p>手法の再検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有識者による検討を行う。 →拠点病院のあり方、選定の要件、参加協力依頼の方法などについて検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回会合を平成25年12月18日に開催（次回会合を平成26年1 		

	→地域連携のあり方や方法について検討を行う。	月 20 日に開催)。	行った。	
【各論③】 費用負担の検証を念頭に更なる見直し	・有識者による検討を行う。 →事業運営の財源としての国費のあり方について検討を行う。 →事業運営における国費以外の財源のあり方について検討を行う。			
【各論④】 概算要求へ適切に反映させることが必要	・有識者の検討を待たずに精査できる部分の検証を早急に行う。	・精査の結果、平成 26 年度の事業遂行に関し、システム保守料、調査経費及び賃金等につき見直しを行い、概算要求に反映した。	平成 26 年度予算へ反映済み。	

担当府省名	厚生労働省			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例（非正規労働者総合支援事業推進費（460））			
指摘事項	<p>本事業については、平成25年度厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスにおいて「支援対象の明確化やその効果の検証、民間との住み分けの明示を念頭に更なる見直しを行い、概算要求へ適切に反映させることが必要」との評価がなされたところである。</p> <p>概算要求においては支援対象者の年齢や就労経験等を明確化した上で、類似事業であるフリーター等支援事業に統合するなど一定の見直しを図っているが、<u>合理化・効率化に伴う予算への影響額が把握されておらず、①拠点再編効果（7カ所を廃止）や②事業統合効果（フリーター等支援事業との統合）が概算要求に十分に反映が行われているとは言い難い。</u></p> <p>公開プロセスにおいて「<u>設置個所の再編整理による効果を具体的に測定した上で事業遂行する必要がある</u>」等の意見が呈されていることも踏まえた対応を早急に行うべきではないか。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>【総論】</p> <p>公開プロセスにおいて「設置個所の再編整理による効果を具体的に測定した上で事業遂行する必要がある」等の意見が呈されていることも踏まえた対応を早急に行うべき</p>	<p>ご指摘を踏まえ、さらなる合理化、効率化の効果が図れるよう、積算の再精査を行う。</p> <p>また、新わかものハローワークにおいては、キャリアアップハローワークでのノウハウも活かし、これまで実施してきた担当者による個別支援に加え、学び直しのための訓練機関への誘導や就職後の定着支援といったニーズに応じた再編を行うこととする。</p>	<p>予算編成過程において、指摘事項を踏まえ、さらなる合理化、効率化の効果が図れるよう、積算の再精査を行った。</p> <p>具体的には、拠点再編効果及び事業統合効果について、さらなる効果の精査を行い、政府予算案に反映させた。</p>	<p>平成26年度予算へ反映済み。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・25年度予算額 40億3百万円 (非正規労働者総合支援事業推進費：20億94百万円、わかものハローワーク：19億9百万円)</p> <p>・26年度概算要求額 39億41百万円（うち一時的経費：2億29百万円） (非正規労働者総合支援事業推進費：1億21百万円、わかものハローワーク 38億19百万円)</p> <p>・26年度政府予算案 37億76百万円（うち一時的経費 1億73百万円）【対26概算要求額：▲1億65百万円】 (非正規労働者総合支援事業推進費：62百万円、わかものハローワーク 37億13百万円)</p> <p>※一時的経費を除く26年度政府予算案 36億3百万円 【対25予算額：▲4億円】</p> <p>※26年度政府予算案には消費税分を含む。</p> </div>	
<p>【各論①】</p> <p>拠点再編効果（7カ所を廃止）の概算要求への反映</p>	<p>ご指摘を踏まえ、拠点再編（7カ所を廃止）にかかる経費について、積算の再精査を行い、更なる効果を図り、概算要求に反映することとす</p>	<p>予算編成過程において、指摘事項を踏まえ、さらなる合理化、効率化の効果が図れるよう、積算の再精査を行った。</p> <p>具体的には、拠点再編（7カ所を廃止）に伴う原状回復費用等一時的経費、再編後</p>	<p>平成26年度予算へ反映済み。</p>	

	る。	の拠点に係る入居工事費用や光熱水料などの管理運営費について、積算の再精査及び更なる効率化を図り、26年度概算要求額から更に▲42百万円の見直しを行い、政府予算案に反映させた。		
【各論②】 事業統合効果（フリータ 一等支援事業との統合） の概算要求への反映	ご指摘を踏まえ、事業統合にかかる経費について、積算の再精査を行い、更なる効果を図り、概算要求に反映することとする。	<p>予算編成過程において、指摘事項を踏まえ、さらなる合理化、効率化の効果が図れるよう、積算の再精査を行った。</p> <p>具体的には、事業統合にかかる経費について、就職支援ナビゲーターの更なる効率化（26 概算要求 623 人→26 政府予算案 598 人。）及び就職面接会の実施回数の見直しにより、26 年度概算要求額から更に▲1 億 23 百万円の見直しを行い、政府予算案に反映させた。</p>	平成 26 年度予算へ反映済み。	

担当府省名	農林水産省			
テーマ	6次産業化整備支援事業(0149) 6次産業化ネットワーク推進対策事業(25-0009)			
指摘事項	平成25年度公開プロセスの際「資産形成を伴う投資事業に補助金支援を行うことは避けるべき」「ファンド制度ができた以上、補助金制度を廃止すべき」「ファンドによる持分出資、融資によって黒字化が見込めるものを支援すれば良い」との指摘があり、「事業全体の抜本改善」との評価結果が出たにもかかわらず、交付金化という手法の改善にとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえたより抜本的な制度の見直しを検討すべきである。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
平成25年度公開プロセスの際「資産形成を伴う投資事業に補助金支援を行うことは避けるべき」「ファンド制度ができた以上、補助金制度を廃止すべき」「ファンドによる持分出資、融資によって黒字化が見込めるものを支援すれば良い」との指摘があり、「事業全体の抜本改善」との評価結果が出たにもかかわらず、交付金化という手法の改善にとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえたより抜本的な制度の見直しを検討すべきである。	<p>1. 公開プロセスでの「資産形成を伴う投資事業に補助金支援を行うことを避けるべき」との指摘を踏まえ、個人の資産形成に直結する取組を対象外とし、大規模で波及効果が地域全体に及び、いわば地域の財産として位置づけられるような取組に限定して支援を行う形に見直す。</p> <p>このため、25年度補正予算及び26年度予算においては、25年度予算では支援対象としている農林漁業者単独の取組を対象外とし、農林漁業者が地域の他の農林漁業者、食品加工業者、外食事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者とネットワークを構築して取り組むものに限定して支援する形に見直す。</p> <p>2. また、併せて、公開プロセスでの「地方自治体レベルで細やかな対応をした方が良い」との指摘を踏まえ、都道府県を通じて、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して、細やかな事業対応が可能な「6次産業化ネットワーク活動整備交付金」に大幅に重点化する形で見直す。</p> <p>3. なお、ファンドについては、企業の経営を行う事業者が経営の多角化などにより、6次産業化に本格的に対応していく段階を主な支援対象としており、資本も小さく、2・3次のノウハウも少ない</p>	<p>予算編成を通じて、平成25年度補正予算及び平成26年度の6次産業化に係るハード事業については、6次産業化ネットワーク活動整備交付金に予算を重点化するとともに、農林漁業者の単独の取組を補助対象外とし、農林漁業者が多様な事業者とネットワークを構築する取組に限定した。</p>	<p>左記の方針に基づき、これまで個人の資産形成に直結する農林漁業者単独の取組に必要な施設等の整備を補助対象としていた「6次産業化整備支援事業」を廃止。</p> <p>26年度で措置した6次産業化ネットワーク活動整備事業の補助対象については、当該事業の要件等を規定した「6次産業化ネットワーク活動整備事業実施要領」（平成26年4月1日付25食産第4873号食料産業局長通知）の中で、農林漁業者が他の農林漁業者、食品加工業者、外食事業者、流通業者、観光業者等とネットワークを構築して行う6次産業化の取組に必要な施設等の整備に限定。</p>	

	<p>一般の農林漁業者にとっては、ハードルが高いため、ファンドだけでは6次産業化の取組は広がらない状況にある。</p> <p>このように、資本は小さいが、成長分野への参入に向けて、新たな事業展開にチャレンジする事業者に対しては、商工業の中小企業や小規模事業者であっても、その事業立ち上げに対して、補助金による支援を行っているのが実態である。</p> <p>さらに、農業は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象等の自然条件の影響を受けやすく経営が不安定 ② 収穫も年に1回から数回程度で、作付品目の転換も簡単ではないこと ③ は種や収穫時期に作業が集中し、通年安定的な雇用が難しいこと <p>など、年間安定的に生産が可能で、生産サイクルも短い商工業者に比べ、計画的、効率的に経営を行うことが困難な側面があり、6次産業化のように自ら生産した農林水産物を活用して、加工等新たな分野に取り組む初期の段階では、まずは補助金による支援により、インセンティブをつけて成功事例を数多く作っていくことで、6次産業化の取組を促進することが必要である。</p>			
--	--	--	--	--

担当府省名	農林水産省			
テーマ	森林施業プランナー実践力向上対策事業（0219）			
指摘事項	平成 25 年度公開プロセスの際「森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか」等との指摘があり、「事業全体の抜本的改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
平成 25 年度公開プロセスの際「森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか」等との指摘があり、「事業全体の抜本的改善」との評価結果が示されたが、事業の一部見直しにとどまっており、公開プロセスの指摘を踏まえた対応について一層の見直しを検討すべきである。	公開プロセスにおける「森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか」、「支援するとしても 10/10 補助はあり得ない」や今回の行政改革推進会議からの指摘を踏まえ、補助メニューについて、平成 23 年より国が施策として推し進めている施業集約化を担う人材を育成するために国が支援する必要があるものに限定するとともに、継続メニューについても、事業者が主体的に実施するとの観点から補助率を見直す等の大幅な見直しを図る。	具体的には、以下に掲げる見直しを図り、対前年度予算からの大幅な削減を図る。 ① 補助メニューの見直しに当たっては、森林施業プランナー活動について、講演会やディスカッションを行うワークショップの開催に対する補助を廃止するほか、研修生が先進事業体に出向して技術習得する OJT 研修を廃止する。 ② さらに、本事業で実施する研修の内容を抜本的に見直し、平成 26 年度からは、研修のコースを縮減する。 ③ 継続する補助メニューについては、現在、定額補助（10/10 補助）となっている部分について、平成 26 年度から補助率を 1/2 とする。	平成 26 年度の補助メニュー等について、特に国が支援する必要があるものに限定した見直しを図り、具体的には、 ① 補助メニューについては、森林施業プランナー活動について、講演会やディスカッションを行うワークショップの開催に対する補助を廃止したほか、研修生が先進事業体に出向して技術習得する OJT 研修を廃止。 ② その他の研修についても、研修の内容を抜本的に見直し、研修のコースを縮減。 ③ 継続する補助メニューについては、現在、定額補助（10/10 補助）となっている部分について、補助率を 1/2 に変更。 とするなど、対前年度予算からの大幅な削減を図ったところ。（対前年度 50% の減）	

担当府省名	農林水産省			
テーマ	強い水産業づくり交付金 (0286)			
指摘事項	<p>外部有識者の所見として①「6次産業化を推進する事業に関しては、事業採算性の視点を欠き、事業の独立を促進することを妨げる恐れもあり、特に事業そのものに関する部分は、交付金ではなく貸付金とすることを検討すべきである。」「事業の有効性に関して、整備後の事後評価を行っている点は評価できるが、活動実績、成果実績ともに当初見込みを下回っているため、「支援方策の見直し」等改善が必要である。」、また②「繰越金の多さが目立つ」との指摘にもかかわらず、対応が図られていないことから、これらを踏まえた見直しを検討すべきである。</p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>①「6次産業化を推進する事業に関しては、事業採算性の視点を欠き、事業の独立を促進することを妨げる恐れもあり、特に事業そのものに関する部分は、交付金ではなく貸付金とすることを検討すべきである。」</p> <p>「事業の有効性に関して、整備後の事後評価を行っている点は評価できるが、活動実績、成果実績ともに当初見込みを下回っているため、「支援方策の見直し」等改善が必要である。」</p> <p>②「繰越金の多さが目立つ」</p>	<p>1. ご指摘を踏まえ、事業内容については、まず事業実施主体である地方公共団体等から早急に意見を聴取・集約し、メニューの内容見直し、融資への転換の可否等について検討を行い、27年度概算要求においてその結果を反映させる方向で検討する。</p> <p>そうした中で、26年度にただちに対応できることとして、支援内容の重複により他のメニューでも対応が可能であるメニューや利用率の低いメニューの廃止等を行う。</p> <p>2. レビューシートに記載している24年度における成果実績について、その測定指標のうち</p> <p>①資源管理・漁業経営安定対策加入漁業者による漁業生産の割合（達成度 66.7%）</p> <p>②個人経営体の漁労外収入（水産加工・直販等）（達成度 90.8%）の2指標については、本事業以外の複数の事業を合わせた実績である。</p> <p>本事業単独の成果指標である</p> <p>③産地協議会による産地水産業強化計画の策定数は、目標の124計画に対し133計画（達成度 107.3%）と、目標を上回っているところ。</p> <p>また本事業単独の平成24年度の活動実績（事業実施件数）</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 26年度の予算執行までに、要綱、要領の見直しを行った上で支援内容が重複するメニューや利用率の低いメニューの廃止等を行う。 27年度概算要求においては、早急に事業実施主体等から意見を集約し、メニューの内容見直し、融資への転換の可否等について検討を行い、その結果を反映させる。 	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月20日付けで要綱、要領の見直しを行い、支援内容が重複するメニューの統廃合を行った。（自然エネルギー利用施設（太陽光発電施設・風力発電施設・バイオマス発電施設・その他の自然エネルギー利用施設の4メニューを統廃合）など） また、メニューの見直し、融資への転換の可否等を検討し、27年度概算要求に反映させるため、4月15日から事業実施主体等から意見集約を行っているところ。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> 26年度当初予算の配分については、以下のとおり、予算の早期執行を図り、繰越の解消につとめているところ。 第1回目の公募及びヒアリングを1月8日～2月5日に実施し、予算成立後3月28日に速やかに割当内示を行った。 なお、平成25年度補正予算については、措 	

	<p>は、当初見込み（296件）を下回ったものの、263件と9割は確保しており、引き続き活動実績が当初見込みどおりとなるよう、取り組んでいく。</p> <p>なお、水産業は、時化等の自然条件や来遊状況などの影響を受けやすいことから、年間を通じて効率的・安定的な生産が可能な商工業と比べて経営が不安定であるため、知見のない分野に進出する際のリスクを積極的に取れないのが現状である。したがって、初期段階の6次産業化を行う漁業者にあっては、一定の資本やノウハウが必要な貸付金ではなく、補助金により支援を行い、6次産業化の取組を促進することが効果的である。</p> <p>3. また、繰越については、今回のご指摘を踏まえ、</p> <p>① 26年度予算から、第1回目の公募を予算成立前の1月～2月に行うとともにヒアリングを行い、予算成立時に速やかに割当内示を行い、執行の円滑化及び予算の早期執行を図り、繰越の解消を図ることとしている。</p> <p>② 補正予算が措置された際には、成立の時期によって状況が変動するが、当初予算と同様、予算配分を迅速に行うことにより、執行の円滑化及び予算の早期執行を図り、繰越の解消を図ることとする。</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 26年度当初予算については、第1回目の公募を1月～2月に行うとともにヒアリングを行い、予算成立時に速やかに割当内示を行う。 ・ 今後補正予算が措置された際には、成立の時期によって状況が変動するが、当初予算と同様、予算配分を迅速に行うことにより、執行の円滑化及び予算の早期執行を図り、繰越の解消を図ることとする。 	置されていない。	
--	---	---	----------	--

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	東アジア経済統合研究協力機構向け支出 東アジア経済統合研究協力事業（0218） 東アジア経済統合研究協力事業（0252） 東アジア経済統合研究協力拠出金（0408） 東アジア経済統合研究協力拠出金（25 新規-0031） 東アジア経済統合研究協力拠出金（25 新規-0043） 東アジア経済統合研究協力拠出金（25 新規-0048）			
指摘事項	東アジア・ASEAN経済協力センター（ERIA）への支援である東アジア経済統合研究協力事業・拠出金については、行政事業レビュー推進チームから、「日本が不相应に高い拠出金を割り当てられていないか、確認していくこと」との指摘がなされ、これに対して、「引き続き、日本が不相应に高い分担金を割り当てられていないか、当該機関に予算の効率化や経費の節減の余地が無いか確認し、日本の負担割合の引き下げに努める。」としている。 拠出国の追加などの進展があるものの、諸外国の負担額は、25年度予算ベースにおいて約1.7%と少額であることや、25年度までに既に総額120億円を超える拠出をしていることなどを踏まえ、①諸外国に対して、より一層の負担を求めるなどして、日本の負担割合の引下げの実現を図るべきである。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①諸外国に対して、より一層の負担を求めるなどして、日本の負担割合の引下げの実現を図るべきである。	指摘を踏まえ、他の国際機関の予算構成を参考にERIAの適切な予算構成について検討を進めることとする。	指摘事項を踏まえ、他の国際機関の予算構成を参考としたERIAの適切な予算構成について、早期に検討を進める。 さらに、我が国からERIAに対して、予算効率化に向けた働きかけを行っており、これまでワークショップ開催にかかる会場経費等の節減やリサーチアシスタントの人数削減等の予算の効率化の取組がなされてきた。引き続きERIA予算の効率化を推進するとともに、ERIAの有効活用により我が国の国益に寄与する東アジア政策を実現していく。	秋のレビューの指摘に基づいて、ERIAの適切な予算構成について検討した結果、日本の負担割合の引き下げを図るべく、5月30日に開催される平成26年度ERIA理事会（ERIAの最高意志決定機関）において、参加国からの拠出の増加に加え、民間からの拠出やプロジェクトごとの拠出など、ERIAが様々な形態での拠出金を受けられる環境整備に向けた提案を我が国から行うこととした。引き続き、来年度以降もERIA理事会等を通して、日本の負担割合の引き下げを働きかけていく。	

担当府省名	経済産業省			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事業（省エネルギー対策導入促進事業費補助金）			
指摘事項	（公開プロセスにおいて）「事業全体の抜本的改善」との評価結果が示されたことを踏まえれば、中小企業への省エネルギー診断については、①情報発信を行うための真に必要な最小限の件数に絞り込む、 更なる見直しを行うべきである。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
①情報発信を行うための真に必要な最小限の件数に絞り込む、更なる見直しを行うべき	公開プロセスにおける指摘を踏まえ、平成26年度概算要求においては、これまでの事業を通じて事例が蓄積されつつある従来の中小企業への省エネ診断については、一定の役割を終えたとして、来年度の実施予定件数を前年度比3割削減し、情報発信の体制強化に取り組むこととしたところ。 今回の指摘を踏まえ、更なる精査を行い、情報発信の重点的強化に必要な最小限の件数に絞り込む。	指摘事項を踏まえて、最新の技術的な傾向・手法等中小企業にとって効果的な省エネに関する情報の収集を図るために必要となる件数（地域、業種・業態別にも対応が必要）に絞り込み、圧縮分を平成26年度当初予算案に反映した。 （診断件数：2000件（H25当初予算）⇒950件）	26年度予算において対応済み	（参考）事業広報 HP http://www.shindan-net.jp/service/shindan.html

担当府省名	国土交通省			
テーマ	更に見直しの余地があると考えられる事例（訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）（244）、東南アジア・訪日100万人プラン（新25-26）、戦略的訪日拡大プランの推進（新26-39））			
指摘事項	行政事業レビューによる点検・見直しの視点（平成25年8月6日行政改革推進会議）において、「重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化など、十分な調整・連携が図られているか。」との事業の見直しの視点が示されたところであるが、平成26年度新規要求事業『戦略的訪日拡大プランの推進』は、『東南アジア・訪日100万人プラン』の対象国に訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待される国を対象に加えた事業であり、『戦略的訪日拡大プランの推進』に係る予算が実質的に『訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）』の単なる積み増しとならないよう重複を排除するとともに、両事業間の十分な調整・連携を図り、より効果的・効率的に事業を実施できるよう適切な見直しを行うべきではないか。			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
『戦略的訪日拡大プランの推進』に係る予算が実質的に『訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）』の単なる積み増しとならないよう重複を排除するとともに、両事業間の十分な調整・連携を図り、より効果的・効率的に事業を実施できるよう適切な見直しを行うべきではないか。	指摘を踏まえ、『戦略的訪日拡大プランの推進』と『訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）』との事業内容の区分を明確にし、予算の重複を排除するとともに、両事業間の連携による効果的・効率的な事業実施を図る。	<p>観光庁において、『戦略的訪日拡大プランの推進』及び『訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）』における事業対象（訴求対象セグメント等）や事業内容（プロモーション手法等）について、重複がないように予算に反映した。</p> <p>また、事業実施に当たっては、『戦略的訪日拡大プランの推進』と『訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）』の両事業間において、次のような連携により効果的・効率的な事業実施を図るべく、平成25年度中に、最適なプロモーション方針を作成する。例えば、『訪日旅行促進事業』で行う東南アジア各国における市場別の旅行会社向け訪日商品造成・販売促進事業と軌を一にして、『戦略的訪日拡大プランの推進』において東南アジア横断的な消費者向け訪日促進キャンペーンを実施する。両事業が連携することにより、旅行者の訪日への関心向上と旅行商品の造成販売促進の相乗効果が期待できる。</p> <p>また、平成26年度の執行段階においても、観光庁が司令塔となって、上記プロモーション方針に従い着実に実施する。</p> <p>なお、26年4月からの消費税増税により訪日旅行者数の落ち込みが懸念される中、訪日旅行者数の増加及び旅行消費の拡大を図るため、行政改革推進会議からの通告を踏まえ予算の重複排除に配慮した上で、春の旅行需要取り込みに向けた訪日促進キャンペーンとして、25年度補正予算に1,100百万円を計上した。</p>	<p>昨年に史上初の訪日外国人旅行者数1000万人を達成し、本年1月に、安倍総理から、「2020年に向けて2000万人の高みを目指す」とのご指示があった。</p> <p>これを受け、インバウンド政策の方向性等について交通政策審議会等で議論を重ねるとともに、訪日プロモーションの推進に際して外部マーケティング専門家の知見を取り組むこととし、本年4月に「マーケティング戦略本部」を立ち上げたところ。</p> <p>このため、当初平成25年度中に作成する予定であった平成26年度プロモーション方針については、同本部における科学的・合理的な分析の下、策定することとし、6月を目途に確定する予定。</p> <p>なお、プロモーション方針の策定（確定）に先立ち、平成25年度中に、暫定版として当面の方針を定めたところ。</p>	<p>プロモーション方針（暫定版）</p> <p>http://www.mlit.go.jp/kanokocho/shisaku/kokusai/vjc.html</p>

担当府省名	環境省			
テーマ等	更に見直しの余地があると考えられる事例 家庭エコ診断推進基盤整備事業（020）、低炭素ライフスタイルイノベーションサポート推進事業（26-0027）			
指摘事項	民間主体に対して診断を行う事業である「省エネルギー対策導入促進事業費補助金事業」について、本年度の経済産業省行政事業レビュー公開プロセスで、診断対象となる企業数に対して実際に診断を受けた企業数が少ないことから対象企業の範囲を精査すべき旨の指摘が行われたことも踏まえて、本事業についても、 <u>明確な最終診断世帯数の目標を設定したうえで、その目標達成のための取組のあり方とその取組の中で国が担うべき役割について検討すべきではないか。</u>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
最終診断世帯数の目標を設定したうえで、その目標達成のための取組のあり方とその取組の中で国が担うべき役割について検討を行う。	指摘を踏まえ、診断による家庭の低炭素化を推進するための効果的・効率的な手法を検討し、目標診断件数の設定及びその達成に向けた普及戦略をとりまとめることとする。	<p>家庭向けのエコ診断は、そもそも将来的に民間事業者等による自立的な普及を見込んでおり、本事業はそれまでの間の補助事業という位置付けであったが、指摘を踏まえ、平成26年度事業の所要額を削減しつつ、民間による普及に向けた課題等について効率的な分析を進めること等により、制度の自立を促進することとした。</p> <p>また、平成25年度事業において、家庭エコ診断の普及戦略策定に向けた検討として、意識調査等を基に受診意向ターゲット別分析等を行っている。本戦略の策定により、家庭エコ診断の目標診断件数を設定するとともに、ライフステージの変化・ライフイベント・日常生活など様々な場面での接点を活用した受診拡大を行い、診断事業者の多様化を図りつつ、効果的・効率的に平成26年度以降の事業を推進することとする。</p>	<p>平成25年度事業において、家庭エコ診断の普及戦略策定に向けた検討として、意識調査等を基に受診意向ターゲット別分析等を行い、各ターゲット層の特性・思考から、関連する業界やタッチポイントを抽出し、これらを通じた家庭エコ診断の普及策を策定した。このターゲットの選定及びアプローチ方法を踏まえ、2020年までの目標診断件数【約32万世帯】及び診断の認知度目標件数【約394万世帯】を設定し、受診者拡大に向けた直近3年間の中期的なロードマップ案を作成した。なお、目標及びアプローチ方法は、家庭エコ診断を取り巻く情勢の変化により適宜見直しを行う。</p> <p>※具体的内容については、下記HPで公表済</p> <p>【家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会 第3回 配付資料2-2】 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/uchi_eco/shindan/home/conf/haifu09.html</p>	

担当府省名	防衛省			
テーマ等	補償経費等（479）			
指摘事項	<p>本事業は、平成 25 年防衛省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「発注の透明性、コスト削減の努力を明らかにするような取組が必要」との指摘を受けている。</p> <p>また、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」（平成 25 年 8 月 7 日行政改革推進会議）において、「物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。」「執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。」との視点を提示している。</p> <p>防衛省では、これらを受け、「25 年度契約の調査分析を行い、競争性の確保や予定価格積算の妥当性について他省庁の事例も踏まえ、適宜反映を検討していく。」として、平成 27 年度予算以降に反映を検討するとのことであるが、<u>毎年度の PDCA サイクルの徹底を図る観点から、検討を先延ばしすることなく、公開プロセスの指摘を踏まえ、前年度の執行状況を検証し、その結果を翌年度予算に反映すべきである。</u></p>			
個別項目	検討の方向性	実施内容・方法・スケジュール	事業改善に関する進捗状況	備考
<p>本事業は、平成 25 年防衛省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「発注の透明性、コスト削減の努力を明らかにするような取組が必要」との指摘を受けている。</p> <p>また、「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点」（平成 25 年 8 月 7 日行政改革推進会議）において、「物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。」「執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。」との視点を提示している。</p> <p>防衛省では、これらを受け、「25 年度契約の調査分析を行い、競争性の確保や予定価格積算の妥当性について他省庁の事例も踏まえ、適宜反映を検討していく。」として、平成 27 年度予算以降に反映を検討するとのことであるが、<u>毎年度の PDCA サイクルの徹底を図る観点から、検討を先延ばしすることなく、公開プロセスの指摘を踏まえ、前年度の執行状況を検証し、その結果を翌年度予算に反映すべきである。</u></p>	<p>公開プロセスの指摘を踏まえ、前年度の執行状況等を検証し、その結果を 26 年度予算に反映させる。</p>	<p>予算編成過程において、前年度の執行状況（応札状況等）を検証し、その結果を平成 26 年度予算に反映した。</p> <p>また、平成 25 年度から市場価格調査を実施し、26 年度の予算執行にその結果を反映させるとともに、<u>平成 27 年度予算へ適切に反映をさせていく。</u></p>	<p>平成 25 年度から市場価格調査（直接工事費）を実施し、26 年度の予算執行にその結果を反映し事業を実施中。引き続き市場価格調査（間接工事費）を実施中。</p>	

平成 2 5 年度低炭素地域づくり集中支援モデル事業に係る審査委員会設置要綱

1 目的

低炭素地域づくり集中支援モデル事業の平成 25 年度終了事業の成果検証及び平成 26 年度継続予定事業の継続実施の可否を判断することを目的として、「平成 25 年度低炭素地域づくり集中支援モデル事業に係る審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会の構成

審査委員会は、外部有識者及び環境省担当官から、総合環境政策局長が依頼、指名した以下の者をもって構成する。

氏名	所属・役職
石井 久哉	みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第一部 部長
西澤 昭夫	学校法人東洋大学 経営学部 経営学科 教授
二宮 康司	一般財団法人 日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット・省エネルギーグループ 主任研究員
松行 美帆子	横浜国立大学大学院都市イノベーションリサーチ研究院 准教授
三浦 一彦	鹿島建設株式会社 環境本部 地球環境室 室長
山口 富夫	総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 室長
浜島 直子	総合環境政策局環境計画課 課長補佐

3 審査委員会の事務

- (1) 平成 25 年度終了事業について二酸化炭素削減効果、事業性・採算性、その他の副次効果等を検証する。
- (2) 平成 26 年度継続予定事業について事業実施状況等を評価し、次年度継続実施の可否を判断する。
- (3) 上記(1)の検証を通じて効果の検証方法を確認し、基準を明確化するとともに平成 26 年度継続予定事業の審査に当たり、費用対効果、有効性、波及性等の観点から業務内容を精査する。

4 審査委員会の開催

3 の事務を行うために必要があるときに審査委員会を開催する。

5 庶務

審査委員会の庶務は、環境省総合環境政策局環境計画課において行う。

6 その他

審査委員会は、事業の評価をもって解散する。ただし、年度内に再度評価を行う際には、そ

の評価を持って解散する。

附 則

この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

平成25年度低炭素地域づくり集中支援モデル事業 審査評価票

No. _____

採点者: _____

区分: 平成25年度終了 _____

事業名: _____

項目	評価の視点
CO2削減効果	<p><削減量及び削減率> ・温室効果ガス削減に関して効果的か</p> <p><検証方法> ・削減効果の設定方法や検証方法が妥当か</p>
事業性・採算性	<p><事業性・採算性> ・イニシャル・ランニングコスト等を含めた事業性・採算性、経済的なメリットを検証するための考え方やデータの収集方法及び算出の考え方が妥当か</p> <p><費用対効果> ・温暖化対策事業として、高い費用対効果が認められるか</p>
他地域への波及性	<p>・他地域への高い波及効果が認められるか</p>
地域づくりへの貢献性	<p>・雇用効果、地元産業への影響度、人的交流の活性化等について高い効果が認められるか</p>
課題の解決	<p>・本事業を通じて課題の解決がなされたか</p>
コメント	

平成25年度低炭素地域づくり集中支援モデル事業 審査評価票

No. _____

採点者: _____
 区分: 平成26年度継続予定 _____
 事業名: _____

項目	審査項目	配点	点数
CO2削減効果 (今年度の)	<削減量及び削減率> ・温室効果ガス削減に関して効果的か	20点	20点
			12点
			4点
			0点
コメント			
事業性・採算性 (今年度の)	<事業性・採算性> ・事業性・採算性、経済的なメリットを検証するための考え方やデータの収集方法及び算出の考え方が妥当か <費用対効果> ・温暖化対策事業として、高い費用対効果が認められるか	20点	20点
			12点
			4点
			0点
コメント			
他地域への波及性 (今年度の)	・他地域への高い波及効果が認められるか	20点	20点
			12点
			4点
			0点
コメント			
地域づくりへの貢献性 (今年度の)	・雇用効果、地元産業への影響度、人的交流の活性化等について高い効果が認められるか	20点	20点
			12点
			4点
			0点
コメント			
来年度の事業計画	・温室効果ガス削減効果の設定方法や検証方法、事業性採算性、他地域への波及性、地域づくりへの貢献性、データの収集範囲、等の観点で来年度の事業計画が妥当なものであるか。	20点	20点
			12点
			4点
			0点
コメント			
合計			

* 0点の項目が1つでもあると継続不可とします。

* 平均点60点以上で来年度継続可とします。

* 合計点は事務局で記入します。

点数	評価基準
20点	十分に評価できる
12点	要件を満たしている
4点	やや問題がある
0点	評価できない

仕様書（抜粋）

1. 業務の概要

（1）受注者（以下「乙」）は、外務省（以下「甲」）業務に関連する国内外での事案について、一次情報入手し、編集した日本語ニュース（以下「ニュース」）を速やかに甲の指定する者（以下「ユーザー」）に提供する。

平成25年度実績で、ニュース数は年間約15万本以上、ユーザー数は約5,000人であり、平成26年度においても同程度を想定する。速報性について、総じて、新聞、テレビの報道（インターネット版を含む）に優ることが求められる。

（中略）

（5）ニュースは、取材後遅延なく、また日本国内での新聞発行やテレビの報道のタイムズに影響されることなく、毎日24時間随時提供されるものとする。また、日本国内の報道機関の関心に応じて、必要な場合は、簡潔な事実関係の至急報、その後確認された事実を加えていく第二報、第三報を重ねて提供する方法を取る。ニュースは、不特定多数が閲覧可能な新聞、テレビの報道（インターネット版を含む）、インターネット上のサイトへの提供に先んじて、専用インターネットサイトに掲載される。

（中略）

2. 乙に求められる条件

（1）乙が一次情報入手、編集し、多くの国内報道機関に配信する記事（多くがニュースと重複する）を、国内報道機関が報じることで国内世論形成に影響を与えること。

具体的には、過去5年の間継続して、日本国内の報道機関（日本新聞協会会員社、または日本民間放送連盟加盟社、またはこれらのいずれかに準ずると甲が認める機関10社以上と記事配信・提供について契約し、これら報道機関が自己の報道に直接に使用、引用する、または業務上参照する日本語記事を恒常的に提供していること。

（2）最低限の体制として、日本国内の外交、安全保障、経済外交に関連する政府機関等（外務省、総理官邸、内閣府、経済産業省、日本銀行、経団連、与党、主な野党）それぞれに専任の担当を置き（1名が複数機関等を担当するこ

とは認めない)、一次情報を入力していること。

(3) 最低限の体制として、日本国外において、以下の国(都市)・地域それぞれの現地に専任の担当を置き、一次情報を入力していること。

ア 中国(北京, 上海), 韓国, インド, ASEAN諸国(複数), 台湾
イ 米国(ワシントン, ニューヨーク、国連本部, 西海岸, その他都市)
ウ 英国, フランス, ドイツ, ロシア, ジュネーブ(国連, 国際機関)
エ 大洋州, 中南米, 中東, アフリカの各地域

(4) トムソンロイター, AP, AFPのいずれか, およびその他外国通信社から外国語ニュースの提供を受け、上記2.(1)記載の報道機関等に配信・提供していること。

(了)